

ます。林保夫君。

○林(保)委員 大臣初め皆様、御苦勞さまでございます。

学校教育法及び私立学校法の一部を改正する法律案につきましては、さきの通常国会で二月十六日に本院に提出され、そしてまた大臣からも提案理由を五月二十六日に聞いておる、こういうことで長々審議という状況になっておりますだけに、私もも気になりながら、臨教審の最終答申も出たことであり、ひとつしつかり審議して国民の負担にこたえなければならぬ、こういう決意でおりますことをまず表明いたします。

実は昨日、政府は臨教審の答申を最大限尊重する、こういうことを御決定なさったようでございますが、閣議の内容につきましては新聞紙上で小さく実は出ております。この機会に大臣から、本日の審議にも大変重要な関係がありますし、先ほど申し上げましたように提案理由の御説明も五月でございますので、改めて、最終答申を受けてこの内容とする大学審議会の設置がどういう意義を持つのか、ひとつはつきりさせていただきたい。閣議の内容と同時に大学審議会の重要性でございますか、その辺をひとつ承りたいと思います。

○塩川国務大臣 従来の大学政策と申しますのは、要するに大学がやっておりますいろいろな習慣だとか制度というものは、文部省の方から一部行政指導的なことはやっておりますけれども、しかしそれに介入することを極力避けてきております。この方針は依然として変わらなないと私は思っております。そういうことでございます。

で、従来は国立大学の審議会というものが一つございまして、そのほかに実は私立学校の設置基準等を決めますという私立大学を対象とした審議会、この二つがあったと思っております。これらはいずれも、一言で言いました物的なお話をすると、審議をするというところでございます。大学の政策的な考え方と申しましうか、大学のあり方、制度そのものを考える、審議する場としては適當ではなかったと思っております。

今回、臨教審から大学のあり方等について提言がなされたことを受けて、かねてから文部省がずっと考えておりましたことに、国立、私立両方を通じて大学のあり方というものを根本的に見直していきたいという気持ちを持っておりまして、それとたまたま臨教審の答申とが符合いたしましたこと等がございまして、この際、大学の制度的なあり方、そういうものを中心として、いわゆるソフト面を扱うものとして大学審議会というものを設置し、そして、従来からございましたものの二つをあわせて、要するに物的な面と申しましうか、えらい端的な分け方でございしますが、そういうようなものは従来の二つの審議会を合併して一つのものにしましてそこで扱う、こういうふうにして決めていただいたということでございます。

○林(保)委員 それについての質問に入る前に、大臣、きのうの閣議の内容について、新聞に報道されている以上に詳しく御説明をいただきたいと思っております。

○塩川国務大臣 閣議の席と申しますよりも、先生のおっしゃっているのは、要するに教育改革推進閣僚会議における問題だと思っております。それでよろしいのですか。

○林(保)委員 はい、結構ですが、閣議ではこれは取り上げなかったのでございますか。

○塩川国務大臣 システムからいまして、閣議ではこういうことになっております。

教育改革推進閣僚会議におきまして、これは全閣僚が参加しておりますので、そこで第四次答申の問題について議論をし、そこで一応は了解を得るということになります。そして、この対処方針、臨教審の答申に対して政府はどのように対処するかということにつきましては閣議で決める、こういうことになります。でございますから、閣議の席においては中身についての報告も私は省略させていただきます。議論もございまして、対処方針として「臨教審の答申を最大限に尊重し」ということになりまして、閣議の決定はこういうことにな

なっております。

教育改革に関する第四次答申に関する政府としての対処方針については、答申後与党とも連絡をとりつつ政府内部において協議した結果、本日閣議にお諮りすることになった次第であります。閣議決定の骨子は、同答申を「最大限に尊重しつつ、教育改革を効果的に推進することとし、これまでの三次にわたる答申を含め」、「総合的観点から所要の改革方策の検討、立案等を進め、逐次その実現を図るものとする。」ということ、これが閣議決定になっております。でございますから、今お尋ねの問題は、要するに教育改革推進閣僚会議においてどんな議論があったのかということになろうと思っております。

そこで、申し上げますことは、私はこの第四次答申の主な骨子を申し上げました。まずその骨子については、第四次答申は五章から成っておりますので、その五章の中身について簡単に列挙して説明いたします。

この説明はよろしゅうございしますか。(林(保)委員「結構です」と呼ぶ)この説明が終わりましたので、以上が第四次答申の骨子でございます。ということで、私が話を切りました。そのときに各閣僚から質問がたくさん出てまいりました。

その質問の一つは、大学改革を急ぐということでございます。まず、大学が社会的あるいは国家的なニーズにこたえるように、そしてまた開かれた大学となるように大学の改革を急ぐべきである、ということが一つの議論でございました。

それから、もう一つの問題として、各省庁が設置しております高等教育機関、これは学校教育法に言いますところの高等教育機関でございます。が、しかし、例えて申しますと、防衛大学校であるとか海上保安大学校であるとかというふうにあるいは建設大学校というのもございますが、そのように各省庁が設置しております高等教育機関、これと国公立の大学との関係をもっと緊密にしてはどうか、そして、入学資格あるいは卒業した場合は資格というものもある程度お互いが交流

し得るようにしたらどうか、こういう申し入れがございました。

それから、義務教育に関しましての問題として、国旗・国歌というものをきちっと教科内容に組み込んで、これを教育の中身として充実さすべきである、という強い要求がございました。

そういうことが主な議論でございまして、それ以外のことにございまして、大体、第四次答申をこれは結構な答申であったということで閣僚会議は終了した、こういうことでございします。

それを受けまして、後で開かれました閣議で正式に「最大限に尊重し」云々ということをして、先ほど申しましたことが決定された、こういう次第になります。

○林(保)委員 考え方なり、ただいまお話しした教育改革推進閣僚会議と閣議との仕分けもよくわかりましたが、新聞報道では「閣議」というふうになんていっているところもありまして、例えばこの閣議で、最終答申を踏まえて現在の教育改革推進本部を改組して、文部大臣を本部長とする教育改革実施本部を発足させ、こういうようなことが出ておりますが、改革の推進母体をどうするかという点について、閣議決定を踏まえられましてのこれからの方向を大臣に承りたいと思っております。

○塩川国務大臣 それは、私が閣議が終わりましたから記者会見で申したことでございします。

この臨教審は、御承知のように八月の二十日、あしたでございますが、あしたで任期満了いたしましたのでございます。それを受けまして、実は三つの段階があるわけでございますけれども、臨教審が審議いたしましたその答申を、それを受けまして行政機関としてのそれにあざわしいものをどうするかということでございます。それはまだ未調整でございますけれども、我々文部省側といたしましては、文部省の中に臨教審に相当する審議会をつくって、そこでその臨教審答申を受けよう、こういうふうに考えておるのであります。これは調整がまだ済んでおりませんので、調整ということとは政府内部の調整が済んでおりませんので、ま

だこの段階では決定しておるとは申し上げられな
いと思います。

次の問題として、これをバックアップして推進
していく、これはまさに中曽根総理が言っておら
れますように、全国民的関心を持ったそういう大
きい推進力をつくれということでございます。す
で、内閣総理大臣を本部長といたしまして、副
部長に文部大臣、官房長官、そして自由民主党
の政調会長、これが入り、そして本部委員に全閣僚
並びに自由民主党の三役等主要な役員、これが入
りましたもので、政府・自民党と党の合同した推
進本部というものを設置いたします。これは、党
におきましても内閣におきましてもほぼ決定をい
たしまして合意を得ておるものでございまして、
近く正式にその手続をいたすことになっておりま
す。

三番目の段階として、この教育改革を推進実施
していきます、これを実行していくのは文部省自
身でございますので、それが、したがって文部省
の中にも教育改革推進本部というものを置く
わけでございまして、したがって、このこと
につきましましては、私は昨日記者会見におきま
して、文部大臣を長とする教育改革推進本部を
文部省の中に設置する、それで第一回合会を二十
一日に開く、こういうことを申ししたということで
ございます。

したがって、これをもう一度要約いたしま
すと、臨教審に相当する委員会を文部省の中に設
置し、あるいは文部省がどうなるかわかりません
が、とにかくそれに相当する推進審議会を設置す
る、それを受けまして、文部省の中では推進実施
本部をつくりまして、一方、これを横からバックア
ップする団体としては、政府・与党一体となった教
育改革推進本部というものを、これは政府・与党
で一体となったものでつくりまして、これが推進
のいわゆるサポートをしてやろう、こういう体制
でございまして、三つになっておるといふことで
ございます。

○(林)委員 言うまでもございませんが、臨教

審は二十日に任期を終えてなくなる、こういうこ
とになっておりまして、ポスト臨教審をどうやる
かという点について、国民的な関心と言つても
いいくらい高くなつております。私もこの党も
こういうものができた以上は、内容にはいろいろ
ございまして、しかし、なお教育改革をやらな
ければいかぬという点においても、我が党は教
育臨調を一番に提唱してきて、そしてこの臨教審
ができた、こういうぐあいにも解釈するぐらい、
私もこの教育改革にはしっかり取り組まなければ
ならぬという立場をとりました結果、ポスト臨教
審においては、この答申を、内容には
いろいろございまして、教育改革を推進して、
政府がみずからこれを完成する機関を設けるべき
である、これを実は答申後の党声明でも出して
いるようなところがございますが、ただいま大臣の
おっしゃった教育改革推進本部、これは総理が本
部長でございまして、そのこととこれは大体にお
いて一致するものでございまして、この点を
ひとつ明らかにさせていただきたいと思ひます。

○堀川国務大臣 これはスタイルとしては行政改
革とよく似たものでございまして、行政改革は土
光さんの臨時行政調査会というのでございまして、
それが任期満了になりましたら行政改革推進審議
会というのでございまして、これは先ほどおっしゃ
るように、チェックをして推進するについての監
視役をするというものでございまして、今大槻文
平さんが会長をやっております。臨教審が解散
いたしまして、それと同じようなものを、改革推
進のための審議会、これを設置しよう、これにつ
きましては、行政改革は他の省庁に全部関係いた
してございまして、したがって行政改革推進審議
会というのでございまして、行政改革推進審議
会というものができておられますけれども、教育改
革というものは、要するに臨教審から答申をもらい
ましたことを実行するのは文部省一省のことでござ
いまして、一つの省のことでございまして、した
がって文部省の中にそういう推進審議会をつくり
たい、こういうことでございまして、この点は御理
解していただきたいと思います。

そして一方、行政改革のときもそうでございま
したが、教育改革を国民的視野においてとんとん
と積極的に進めていく、バックアップさすという
体制です、これが必要だということから、政府・
与党の一体となった内閣総理大臣を本部長とする
推進本部を設置した、こういうことになりました。
そして、文部省の中におきましては、教育改革
を実行していくのに、各一局長だとか一課長とか
いうことではなく、省を挙げて、いかなる項目で
あるかが、その改革に取り組んでいくに際しては
全省を挙げてその体制をとるということから、推
進実施本部というのをつくりまして、この責任
者が文部大臣、こういう体制である、この御理解
していただければいいと思ひます。

○(林)委員 ありがとうございます。
ただいまも、閣僚の皆さんが、大学改革を急げ、
開かれた大学にしろ、そしてまた大臣は、先ほど、
大学の政策的そしてまた制度的なあり方を検討し
なければならぬのだ、こういう意気込みはよくわ
かったわけでございますが、これは後に譲るとい
たしまして、ただいまお話しになりました他省庁
管掌の、例えば防衛大学、建設大学あるいは海上
保安大学について、これからの検討になると思ひ
いますけれども、大臣、どのような御構想をお持ち
でございましょうか、もう少し具体的に御説明
いただきたいと思います。

○阿部充政府委員 先ほど大臣からお答え申し
上げましたように、各省所管のいわゆる大学校で
ございまして、これは学校教育法上の大学
ではないということで、少し大学とは性格を異に
しておるわけでございまして、しかしながら、こ
うした学校の中にはかなり内容的にも充実したも
のもあるというふうなことから、これと大学との
連携を図るということが一つの課題と従来から
なつておつたわけでございまして、
先般の臨時教育審議会のこれは第二次答申でござ
いまして、これにおきまして、高等教育機
関の多様化と各機関の連携の充実を図るとい
う観点から、大学以外の高等教育機関、それと大

学との間に単位互換制度をつくるか、あるいは
単位互換をさらに進めていけば単位の累積加算制
度をつくるか、さらには学位授与機関というよ
うなものを設けまして、博士、修士の学位ある
いは学士号等をこういった大学以外の高等教育機
関の教育・研究の内容に応じて授与することができ
るような仕組みを考えると、そういう問題を検
討すべきであるという御指摘を臨教審の第二次答
申でいただいておりますので、そ
うした検討を、これから特に大学審議会が発足
いたしましたならばその重要課題の一つとして御
検討いただくといいことにならうかと思つてお
りますが、そういった大学以外の高等教育機関とい
うことの中に先ほど申し上げましたような各省所
管の大学校というふうなものも含めて検討の
対象になる、こういうふうな考えでおるわけで
ございます。

○(林)委員 これは前々から大変大事な問題で
ございまして、どういう手続を踏んでやるか、き
うはそこまで聞きたいのでございまして、き
せひひとつ積極的に前向きに取り組んでいただき
まして、同じ名前前の学校を出ていながら資格が違
うというふうな形でいわゆる学歴社会の中で落ち
こぼれになるようなことのないように、それなり
の内容を充実させると同時に資格を与える、この
辺でひとつその省庁の責任を問ひたいわけでは
ないですか、こういうふうなことも言いたいわけ
でございますけれども、いろいろと御苦労があるう
かと思ひますが、よろしく願ひたいと思ひ
ます。

それから、大臣も今触れられましたが、閣議か
何かの席で皆さん、国旗と日の丸の問題について
御発言が盛かつたというふうなお話でございま
したけれども、かつて質問をいたしましたように、
文部省は通達を出してございますね。それでなおこ
ういふような状態であるとすれば、新しい手とし
てどういふことを考えておられるのか、学習指導
要領まで突っ込んでいろいろ御工夫があるのだら
うかと思つたり、またそれまでいかなくてもいい

第一類第六号 文教委員会議録第二号 昭和六十二年八月十九日

のではないかとというような感じもいたしますが、どの辺まで検討を踏まえておられるか、承りたいと思います。

○塩川国務大臣 これは私が答弁するよりも、やはり役人が答弁する方がはつきりしていいと思うのですが……。

○林(保)委員 それでは大臣、その質問は後にします。

それより先に、これは大臣が最近おっしゃられたもので、大体そういうようなことではないかと私も思うのですが、実はここに「官界」の八月号を持ってきたわけですが、大変大事な現職の大臣としての「教育の基本哲学不足を憂う」、こういう文章が出ておまして、私も、なるほどこれは大事な問題だなということで二度も読みました。しかし、現職の大臣がここまで思っておられるのはよほど思っておられるのだな、こういうことから、この本にはいろいろと当たりさわりのあるようなところもあるように思いますが、大臣の基本哲学の不足というのは大体どういった点をポイントにしておられますか。国には国としての教育権があるのだ、統治権と同様にあるのだ、こういう辺からの発想だと思いますが、また同じように、いたいけな子供をちゃんと育てるという基本権だけは、やはり大人の責任と私は今言っておりますけれども、国としてもある、こういうことも事実かと思ひますので、今井久夫さんとの対談でございしますが、御所見をひとつ改めて伺ひしておきたいと思ひます。

○塩川国務大臣 私は文教関係には余り今まで関係しておりませんが、大臣になりまして初めてこういう仕事にかかわったのでございしますが、しかし私は、この大臣任期中一貫して言っておりますことは、一国民という考えと一政治家という考えでずつと役所の中で物を言ってきたおつもりでございします。でございしますから、事務的、行政的には私は非常に中立的な気持ちでおるわけでございしますが、往々にして役所の習慣あるいは今までの考え方と行政的になじまない点も多々あると思ひます。

います。しかし、私は教育につきましてこう考えております。

教育権と申しましようか、教育をなせなければならぬかということは、それは一人一人の人格を高めて豊かな個性を持つ個人を育てていくというところ、これは当然でございします。しかし同時に、国民が期待しておりますのは、やはり次代をしようて立つ青年を育成してほしい、こう念願しておると思うのです。したがって、義務教育というものは、そういう国民の一番グローバルで、しかも一番共通した願望を教育していくのが義務教育であらうと思ひおまして、義務教育、つまり小学校、中学校教育につきましては、私は国民としての基本を教えるところだと思ひおます。したがって、この教育につきましてはある程度画一的なことになるやむを得ないものではないか。したがって基本はしっかりと十分なものをお教える。しかし、高等教育以降になりましたら、これは国家としての将来の発展を担っていく重要な教育機関である、同時に義務教育よりもっとサービス的な面も付加されたものになってくると思ひおすのであります。したがって、高等教育においては相当自由な活動をさせてもいいのではないかと、個性の尊重というのはいまこの高等教育において花を咲かすべきであらうと私は思ひおる。でございまして、そういう点におきまして、初等、中等の要するに義務教育というものと義務教育以外の教育につきましては考え方にも多少の相違があるのは当然ではないか、そういう気持ちで今まで物を申し上げてきておるということでございします。

○林(保)委員 大臣がおっしゃっている言葉じりをとらえるわけではないですが、文部省に対して、「政策を自ら考え、提案する」という姿勢が欠けていることだね。何でも、審議会、懇談会、協力者会議というようにどこにゆだねてしまっている。それで今井さんが「それらにおんぶしちゃうて、文部省自身は、一種の管理業務だけをやってるような感じがするんですけどね。」大臣は、「家

主行政なんだ。他の官庁が次々と政策官庁化しているのに、文部省だけが遅れている。」こういうようなお話を、その後にも、「役所全体が、政策的な配慮にウエイトを置く」とするの、家主として家賃さえ集めとったらいというのか」というようなお考えをここに表明しておられますけれども、言葉はいろいろ言い方はあると思ひますが、臨教審の答申の中にも「政策官庁として」という言葉がある、これは私は文部省にとっては大変大きな恥辱ではないかと思ひますよ。本来政策官庁なんです。それができていなかった原因はどこにあるのかという問題もあると思ひますし、現に政策官庁としてやっている面もあると思ひ思ふのですが、ただ、それを生かすようにしなければ、今の政党政治優先で万事お伺いを立てなければ何もできないというようなことでは、やはり家賃を集めるしかない、こういうことになると思ひますが、その辺のバランスをどうやっていくかというのは大変大事な問題だと思ひますので、大臣の貴重な御経験を踏まえられまして、家主なのかあるいは政策官庁としてどうやっていくかという辺の御示唆をこの機会にちよつと承っておきたいと思ひます。私、今でも率直に申しまして、そういう感じを持っております。しかし、臨教審の答申が出たということ、このことが一つのきっかけになろうと思ひますが、実は文部省の中でもかねてから、政策官庁へ転換すべきであるということをお考へておる人が相当あると思ひます。特に若い人たちはそういうことを非常に強く考へておるのではなからうかと思ひます。ところがなかなかきつかけがなかったのではないかと思ひます。

○塩川国務大臣 私は、今でも率直に申しまして、そういう感じを持っております。しかし、臨教審の答申が出たということ、このことが一つのきっかけになろうと思ひますが、実は文部省の中でもかねてから、政策官庁へ転換すべきであるということをお考へておる人が相当あると思ひます。特に若い人たちはそういうことを非常に強く考へておるのではなからうかと思ひます。ところがなかなかきつかけがなかったのではないかと思ひます。

○林(保)委員 それでは、政策官庁になるということはどういうことなのかといひましたら、私が体験いたしましたことと、文部省は統計はあるのですけれども、情報が必要に少ないという役所なのであります。まず統計は情報ではありません。そうではなくして、未来に向かつての情報であるとかあるいは現

在相互に交流されておる知識の交流あるいは研究の開発、こういうようなものは全部情報でございしますが、情報の少ない役所だということをお考へております。でございしますから、政策官庁へ脱皮する前にまず情報をどうして集めるか、そして情報をどのようにして誘導していくか、これが非常に大事なことでないかと思ひおす。その上に立つて初めて政策というものが出てくると思ひます。でございまして、それは今文部省が一体となつてやうていこうという方向に出てきておるようには思ひおすのでございします。

私の所感で申し上げさせていただきますと、そういうことでございします。

○林(保)委員 途中で挟みますけれども、先ほどの国旗・国歌の問題はどういう対応になるのでございまいしょうか。となたでも結構でございしますが、お答えいただけたらと思ひます。私はもう既に趣旨は徹底しておると思ひます。それが実行されないという問題、しかも通達を出しておる。これはほかの問題とも関連しますので承っておきたいと思ひます。

○川村政府委員 所管の局長がおりませんのであれでございしますけれども、このたびの最終答申で、御指摘のように国旗・国歌の扱いにつきましての御指摘を、学校教育における位置づけを明確にすべきという御答申をいただいたわけでございます。

○林(保)委員 私のであれば、文部省はその問題

ばかりでないのですが、これは突出した問題だと思ひますので、いろいろ手を打たれていてもなおそれが実行されないところに問題があると思ひますので、これからの改革推進本部そのほかの中においては、本当に実効ある対応を現場においてやるということになれば教育効果はございませんで、要望しておきたいと思ひますのでございませんで、そういった中で、ただいま大臣がおっしゃって

おられました御答弁と関連いたしまして承りたいのでございませうが、私も大学審議会法案を大事に問題として審議しなければならぬと考えるものですが、阿部局長ほか文部省の皆さんからはたびたび、早くやってくださいという御注文を受けましたね。そうですね。ところが大臣、ほかからはほとんど反対の陳情ばかりなんです。そこで、文部省に対する反対陳情が文書で何通来ているかをひとつお知らせいただきたいと思います。

○阿部(充)政府委員 きょう手元に持つておるデータは若干古いわけですが、七月一日までの文部省に送つてまいりましたのは、七月一日までの時点で八件でございます。なお、ほかでいろいろ声明を出したとかいうような情報等は新聞記事等で見ておりますけれども、文部省に直接送付されてまいりましたのは七月一日までの時点で八件ということでございます。

○林(保)委員 あとこれだけ追加が来てるのですが、それ以前のデータで二十二件来ておりますので、三十件以上来ておると思ひます。文部省としてはこの内容を精査されたと思ひますが、どう御感想でございませうか、事務当局の御見解をまず伺いたいと思ひます。

○阿部(充)政府委員 いろいろ要請文等があるわけですが、中身の大体の傾向といひましては、この審議会の設置は大学の自治を破壊するのではないかといい方が一つ、それから財界と国のための大学づくりを指しているのではないかと、勧告という審議会に対する強大な権限を与えているところが大きな問題である、臨

教審の教育改革全体の突破口にしようとしてい

る、そういうようなことを挙げて、反対であると言つてい

るケースがほとんどであらうかと思つてお

ります。

○林(保)委員 私も詳細に、といつても中には飛ばし読みしたところもありませうけれども、大体そんなところでございます。

これは大臣に承りたいのでございませうが、一つは大学自治の侵害、これが大学審議会とどう関連するの

のか。それから財界あるいは行政官庁、そしてまた言葉をかえて言へば、産学官協同路線という独特の言葉も出ておりましたり、学長専制体制をとるんだといふようなこととか、意思決定機関である教授会の審議機関化を企図したものであるとか、固有の

名詞を挙げまして大臣に対する反対も出ておりますね。それから大学審議会設置に反対、これなんかは、大学の自治を破壊し、科学技術の軍事利用を促進し、SDIまでいくと出てお

ります。国民の自由と民主主義を奪ひ、戦争への道のりにつながるというようなことまで出てお

ります。言葉は平易じゃございませう。一貫したような言葉になつておるとも思ひますし、なおそれぞ

れの立場の違いを反映しての陳情だと思ひます。民意を大事にする民主制でございませうので、こ

れもまた考慮に入れていかなければならぬと思ひますが、大臣と局長のお二人にこれについての反

論、どういふふうにお考えになつてゐるか。反論でなくとも結構です、賛成なら賛成で結構です、承りたいと思ひます。

○塩川(國務)大臣 不幸にして私は、文部省へ来ておりますそういう声明、抗議文を読んでお

りませうが、今お聞きいたしますと、日本人たくさんおるのですから、そういう硬直した人もまあおるだらうと思つてお

ります。我々は世間に通用しない考えでございませうが、それは意見があることは承りますけれども、しかしそれは国民の中のごくわずかで、まさに特殊な人だらうと思つてお

ります。

○阿部(充)政府委員 個々の点について幾つかお答えをさせていただきます。

まず、最初に申し上げました大学の自治を破壊するといふ言い方に対しては、この大学審議会というものは、あくまでこれからの大学のあり方を議論する審議会

でございまして、個々の大学についてとやかく発言をするあるいは介入をするといふようなものではないわけ

でございます。これも大変な誤解であると私も思つております。

それから、第二点で申し上げました財界と国家のための大学づくりだといふような物の言い方

でございますけれども、大学というのは、大学の自主性を尊重し自治を尊重していくことは大切なこと

でございますけれども、これもまた一つの社会的な存在でございませうので、そういった社会

の方々の御意見といふものを反映させていく、そういう御意見を伺つた上で大学についての基本的な

考え方をまとめていくといふようなことも当然のことだと思つてお

ります。それをもつて財界のための大学づくりだといふような物の言い方といふのは、これは極めておかしい話であらう、こ

う思つておるわけでございます。

また、臨教審への突破口であるといふような点につきましても、これは、臨教審で教育改革を進められ

ました、私もその御方針を進めていく立場でございませうから、そういう意味ではこれはむしろそのとおりで、私も

ましては、まず大学審議会をつくつて、大学改革の問題をみんな議論していこうといふところから改革を進めるのは当然のことだと思つてお

るわけでございます。

さらに、学長専制といふようなお話が先生から出ましたけれども、これは恐らく学長のリーダーシップを大事にしようといふことが臨教審の答申の中

にどこかに書かれておつたと思ひますけれども、そういう点をとらえての発言であらうかと思ひますが、大学の仕組みといふのは、学長を教

官たちが選出して、その大学の責任者として選ぶわけ

でございますから、そういった学長にある程度のリーダーシップを発揮していただくといふのは当然のことであつて、それをおかしいといふこ

とは全くないのではないかと、こんなふうにかえておるところでございませう。

このことがまた戦争につながるのかといふようなことになりませうと、ちよつと論評の限りでないよ

うな意見であらうと思つてお

ります。

○林(保)委員 私どももこれを読みまして、本当に戦争につながるためにといふこと、そしてまた、一億二千万ですが、国民みんなだれが聞いても、今の教育の現状は憂うべきであるといふ声

がもう充満しておりますので、やり方についてはいろいろあると思ひます。しかし、だから変えなければならぬのだ、こ

ういふ立場で、私も今皆さんと意見を一致して頑張つておるような状況でございませうだけに、しかしなお、今文部省が情報不足だと言われたけれども、大臣も情報不足です。それは大臣、ちよつと足りないと思ひます。これだけ来ておるのですから、それが大臣の耳に入らない、見られないといふことであらば、これは一体どういふことな

ません。——ああ、見ておりません。だから、私は全く知らないことでございますので、関知しておりませんので、どうぞあしからず御了承いただきたいと思います。

○林(保)委員 これだとすると、今の民主政治といいますが、まさに戦後四十年続けられてきた手法が大変いびつになつていて私は思います。同僚議員の皆さんに聞いても、たくさん来ている、来ないというものはありますが、こんなに来て、それじゃ大臣、お知りにならないので、どこから来ているかというのを私のノートにしておるだけ申し上げてみます。割と早く来た順番に申し上げます、愛知教育大学教員有志、中央大学商学部教授会、静岡大学教員有志、東京地区大学教員組合連合、東京農工大学教員組合、こういうふうになつて、これを全部読むと三十幾つになる、四十近いと思います。昨日も文書及び電報が参りまして、当事者はやはり文部省及び大臣の方でございますのに、そこに行かないで、審議する我々のところにだけ来て、それを全然わからないと言ふのは、これは大臣、本當にいびつですね。この辺もひとつ、教育の問題ばかりでなしに、ほかの問題としてもやはり考えなければならぬ問題かもしれないという実感を深くするわけですが、大臣、どうお考えですか。

○塩川国務大臣 それはやはり、大臣に出すべきほどの書類じゃないということでございまして、○林(保)委員 ということは、議員は小物だから、ひとつそこらあたりを突っつけ、言葉を返しますとこういうことになるかと思ひます。しかし、これらの意見はやはり民主主義でございまして、声は声として聞いて、それなりの考え方を進めていかなければならぬと私は思います。この点は、これから私も文教の分野を担当するといいたしますと、ほかの分野にもあることですけれども、大事にしなから継続して、これからの臨教審の答申を推進する上で考えていきたい、このように考えます。

時間も迫りましたので、あと二つ。

第一は、今回の大学審議会、臨教審の第二次答申でユニバーシティ・カウンスルという形で出てきて、そしてこれを二十人の委員の構成で、その下に、大学設置審議会と私立大学審議会を統合して大学設置・学校法人審議会を設置する、こういうようなことで御提議になつておりますが、ここで扱う問題について、この法律案では十分な説明ができておらないと思ひます。この後政令で細部を決められると思ひますが、何と何と何を政令で決められるのか御答弁いただきたい、というのが第一でございます。

○阿部(充)政府委員 この審議会で御審議をいただきます事項としては、法律上、大学の基本に関する事項という表現で書いてございまして、これは政令で細部を決めるという仕組みはとっておりませんので、まさに大学の基本に関するものを、その範囲に属することについて御審議をいただくということになるわけでございます。それ以外に政令で決める事項というのがございますが、政令で決めることを考えておりますのは、いわば手続的な事項と申しますか、そういうたぐいのものがございます。委員の任期、それから特別委員、専門委員の設置とその職務、会長、副会長の設置とその職務、部会の設置、審議会の議事手続、それから審議会の庶務を担当する事務部局、この六項目につきまして政令で定めるところを予定いたしております。

○林(保)委員 第二点は、過般御説明を文部省側から聞いておるわけですが、当初は、本来七月一日の発足で、予算もとつておる、早く審議してくれということ、今度は九月一日ということになつておるようでございしますが、九月一日までの審議を続けてみましたが、予算はとつておりません、参議院の手続もございしますので、とても間に合ひそうにないと思ひます。予算の額及びいつから発足させるか、この辺をひとつはつきり明らかにしていただきたい。

○阿部(充)政府委員 この大学審議会に関する予算でございますけれども、総額で二千八百四十二万五千円を計上いたしております。それから、この発足の時期でございますが、私も、この大学改革というのは非常に重要なことでもございまして、十分関係者の御議論をいただきなから進めていくということを考えますと、とにかく可及的速やかにお願いをしたいというのが一点でございます。もう一つは、実務的な事柄といたしまして、大学設置審議会と私立大学審議会の統合ということがこの法案と一緒に書かれておるわけでございますけれども、こちらの方は新しい各種の認可に関する具体の仕事がございまして、九月からそれに入ることになつておりますので、そういう関係からも、七月一日が過ぎましたので、公布の日から施行ということにぜひお願いしたいと思つておりますが、その公布ができれば早く行われますように御審議に御協力いただければ幸いです。○林(保)委員 ありがとうございます。同僚議員にかわります。

○愛知委員長 北橋健治君。

○北橋委員 民社党・民主連合の北橋でございます。議題になつております学校教育法等の改正の質疑に入る前に、先ほど同僚の林委員の方からお尋ねをいたしました国歌・国旗の問題について重ねてちよつとお伺いをしたいと思います。

と申しますのは、さきの文教委員会におきまして、私の方から塩川文部大臣に對しまして、この問題について国民的合意を早急に得て、学校教育の現場において文部省の局長通知の趣旨が徹底されるように、臨教審という各界の有識者から構成される場において一定の方向づけを行うことが適切ではないか、大臣としてもその方向に沿つて働きかけの意思がありやなしやという質問をさせていただいたものでございます。結果としまして、臨教審の最終答申においてそのことが触れられたことに對しまして、私ども非常に理解を示しますのでございますが、問題は、先ほど林委員もお尋

ねいたしましたように、今後の学校の教育現場における実施状況が本當にその趣旨にのつとてうまく運ぶかどうかということにかかつております。その意味で、今は局長通知という形で文部省としても一定の方向づけをなされた体制をとつておられるわけでございますが、今回の最終答申を受けまして、さらに踏み込んで学校の教育現場に對して一定の指導を行う方針があるかないか、お伺いをさせていただきたいと思ひます。質問通告になくて恐縮でございますが、お願いいたします。

○西崎政府委員 先生御指摘のとおり、このたびの臨教審の答申におきまして、国歌・国旗にかかわる学校教育上の取り扱いについて適正にこれを考えるべし、という内容で答申が出されたわけでございます。

私どももいたしましては、現在教育課程審議会が進行中でございますが、教育課程審議会においても、学校教育における国歌・国旗の取り扱いについて適正にこれを行うことについて、議論が行われておる段階でございます。したがって、臨教審の答申の趣旨は、當然教育課程審議会における審議においても参考とされるわけでございますが、要は国旗・国歌に関する理解、そしてこれを尊重する態度というものが、学校教育においてより適正に、どういふふう具体的に実施していくかということでございます。この年末に答申が予定されているわけでございますが、その内容に従ひまして私どもは学習指導要領をつくるわけでございますが、これが恐らく来年になるわけでございます。学習指導要領で国旗・国歌に關しまして適正に定めまして、その上で学校教育における扱いについての指導を文部省としてもより徹底してまいりたい、こういうふうにご考慮願ひいたします。

○北橋委員 それでは、文部省の今後の対応方針を私どもも見守らせていただきたいと思います。今回提案されました学校教育法等の一部改正案について質問をさせていただきますが、まず文部大臣に、現在の大学をどのように見ておられるか、

大臣の大学観というものを尋ねたいと思うのですが、臨教審の議論、これは必ずしもオープンになっておりませんので、私も一人一人がどのような発言をされたかわからないのでございますが、審議経過のメモを見ますと、その中で、大学というのは今押しなべて非常に閉鎖的である、そして社会的対応が十分でない、その諸機能が硬直的であるという意見も少なくない、という指摘が臨教審でもなされたというのを押してございしますが、大臣は今の大学というものを押してなべてどのように見ておられますか、お聞かせ願いたいと思います。

○塩川国務大臣 私は、日本が近代国家を築いてまいりし過程におきまして、大学及び義務教育が果たした役割は非常に大きいと思っております。しかも日本人は勤勉で、学問の面においても勤勉である、したがって大学への進学率も他の先進諸国に比べて決して劣るものではなく、むしろ高い方でありま。

ところで、大学を見ます場合に、戦前においてもそうございしたけれども、戦後は特に教育と学問研究ということが非常に高低差が激しくなつてまいりました。

そこで、これからの大学政策の中で一つ大事なことは、これは素人として聞いていただきたいのですが、非常に大事なことは教育と研究開発、学問のうんちくをきわめていく、そういう部門はある程度分離をして、しかし相互に絶えず交流をしながら密接な関係をとつていかなければならぬことは当然でございますが、そういうことを考えざるを得ないのではないかと。最近におきまして文部省が始めました国立共同利用機関、私はあれは非常にいい制度だと思つて喜んでおるのでございしますが、あそこはまさに研究開発のところでござい

ますし、そういう体制を大学の中においてでも考へてもらいたいと思つております。同時に、大学は教育を基本とする機関でございますから、そういう教育にその研究成果が反映していくよう、そしてまた、それによつて教育の水準を高め

ていくように、そういうことをこれから大学の中でやつていただかなければならないのではないかと、これが一つでございます。

それからもう一つは、現在の国立大学、私立大学についても若干言えることだと思つてございしますが、その学部、カリキュラムの時代の変化が非常にテンポが鈍いと思つております。これは世の中、世間が特に経済、科学という面がものすごく進んでおるのにもかかわらず、大学のこれに対するカリキュラムの対応、特に学部編成等につきましては非常に遅れておる、この改革を急がなければならぬのではないかとこのことを私は思うのであります。

それと、大学が非常に閉鎖的であるということとは私はかねてから感じておることでございますが、これをもう少し開放的にしてもらうことによつて大学自体に活力がついてくるのではないかとこのことを私は考えておるところであります。

○北橋委員 私どもも今日の大学には多くの直すべき課題があると思つておりました、そういう意味では、大学を時代の変化に対応して、そしてまた高等教育機関としてさらに発展せしめるように、ユニバーシティ・カウンシルというようなものをつくつてそこで議論をするということについて深い理解を持つものでございします。ただ、その運営に当たりましては、私どもも幾つか注意しなくてはならない点があると思つておりますので、それらの諸点につきまして、順次御質問をさせていただきます。

まず、大臣にちよつとお伺いしたいのでございしますけれども、いわゆる審議会をつくつてそこで話を煮詰めていくという、そして今回は勧告権まで持たせる、非常に重要な機能を持った審議会をつくられるわけで、スクラップ・アンド・ビルドで創設される。私どもは、中曽根内閣の五年近い過去を振り返りまして、いろいろな指摘がありましてけれども、その中で看過し得ないことは、重要な国政上の課題を審議会をつくつてそこにお移す、そこで結論の出たものについて順次実施に移

していくという方法で、それは国会軽視であるとかいろいろな指摘がありますけれども、一方においては隠れみのになつておるのではないかとこの指摘が前々からありまして、中曽根総理が重要な問題についてほとんど審議会をつくられる、場合によつては私的諮問機関までつくられておる、こういう政治手法については懸念を持っておるものでございします。しかし、課題によつては、広く各界の有識者から意見を聴取してそこで一定の方向づけをするということも意義があることは思ひますけれども、行政の隠れみのになるのではないかとこのように指摘も多々ございしますので、その辺について、いわゆる審議会をスクラップ・アンド・ビルドで今回つくることについて、そのような批判が出てこないように十分留意すべきだと思つたのですが、大臣はその点についてどのようなお考えになつておられますでしょうか。

○塩川国務大臣 おっしゃる御意見に私も大方賛成でございまして、行政権限の中におきます行政の行使をいたします場合には多くの人の意見を聞く、その多くの意見の聞き方がある程度省略してやつていくというというのが審議会かなと私は勝手に思つておるのですが、審議会万端の行政をやつてはいかぬ、やはり責任をきっちり明確にすべきだ、私はそう思つておるのでございしますが、しかし、審議会をつくつたら一応おっしゃるようにかモフラージュしてかつこいいますから、どうしてもこのういう格好をとるんだなと思つておるところです。

○北橋委員 その審議会の運営が国民の立場から見ても合理的に運営されるようにするために、委員の人選で重要になつてくるわけでございますが、事務当局にお伺いしてまいりますが、新しい審議会の委員の人選についてでございます。

これまでの文部省の審議会のメンバーについてお伺いしてみますと、大学についてでございますれば大学の関係者が圧倒的多数である、産業界あるいはジャーナリスト、労働界、そういったところ

からの委員が極めて少ない、このように聞いておるわけでございますが、そもそも今回こういう審議会を設けるという結論に至りましたのは、いわゆる大学の当事者、もちろんそれぞれの専門分野においては世界的な権威者というのはいくらもいらっしゃると思つておるわけですが、今日の時代の変化に対応して大学をさらに発展させていくという見地から見ますと、やはり各界から広く人選をすべきであると思つておるところでございます。その意味で、私どもは産業界、そして労働界から人をたくさん委員として人選をしていただきたい、そういう希望を強く持つておるわけでございます。もちろん産業界からの委員を入れるということについては世論の一部には反対する声があります。財界と国家が一体となつて大学を乗取るようなものだ、そういう指摘もあるわけでございますが、今日、日本の勤労者、労働者というのは民間企業において多くの方がそこで生活をして生きている、その民間企業がこの激動する変化の中で生きていくためには、大学についても変わつてくわねばならぬところがたくさんあるわけですから、いわゆるブルジョアとプロレタリアートという発想ではなくて、今や産業界の発言、意見というのは、まさにその職制・労働者全部を含めた民間企業が生きていくための切実な声として産業界はそれを代弁しているわけでございます。そういう意味では、一部の世論に屈することなく産業界からもたくさん人を入れて、新しい時代の変化に対応した大学のあり方を議論していただきたいと思つておるわけでございます。その点について文部省の見解をお伺いしたいと思います。

○塩川国務大臣 私は大学は国民のための大学だと思つておりますから、そういう観点に立てばおっしゃる通りに当然各界各層の人も入つてもらわなければならぬ、私はそう思ひます。しかし、事は大学の問題でございしますので、やはり大学人というものの意見も聞く機会を十分に与えなければならぬ、そして国民の各層の意見も聞く、こ

れがいい姿ではないかと私は思います。

○北橋委員 おっしゃるとおり国民各界各層から有識者を委員として選ぶということになると思いますが、例え産業界から見ると、ことしの求人情報を聞きましても、ハイテク部門、エレクトロニクス関係の求人というのは多いわけでございます。それからバイオテクノロジー関係、科学関係の知識を持った学生さんというのは非常に引く手あまたでございますが、いわゆる産業構造の転換によって、かつて日本の経済を支えてきた産業の方からは新しい求人情報は少ないという状況にございます。そういった意味から、先ほど大臣は、カリキュラムの編成についても時代の変化に対応して改革すべき点が多々あるという御指摘でございましたけれども、やはり産業界の意見というものが今まで十二分に大学の運営に伝わらなかったからこそこういったところに来る。実際そこで苦しんでいるのは、大学で一生懸命勉強して、そして卒業しよう、就職しようと思つたら、世の中が変わつていて、産業界は大幅変わつていて、そのために自分の就職するところが四苦八苦で大変だ、こういうことになつてゐるわけでございます。

重ねて伺います。産業界から有識者を可能な限りたくさん入れていただきたいと思つたが、大臣の御見解をお伺いいたします。

○塩川国務大臣 当然配慮すべき問題だと思つております。

○北橋委員 産業界に加えまして、労働界からの人選についてお伺いいたします。

政府のお考えでは、高等教育のあり方について非常に高い見識を持った方から選ばれたいと聞いておりますけれども、確かに労働組合のOBというのは大学を出ていらつしやらない方も少なくないかもしれません。しかしながら、宮田義二さんに見られるように、大学は出ていらつしやらないけれども、今日の高等教育について非常に高い識見を持つていらつしやる労働界の有力なリーダーも

たくさんいらつしやるわけでございます。そういった意味で、文章をそのまま受けとめると労働界のOBというのは余り今回の審議会の委員には入つてこれないような感じも受けるわけでございますけれども、しかし、今日労働組合は、ことしの秋には全労連ということで、民間企業に働いている勤労者の大同団結が成就する歴史的な年になろうかというときでございます。そういった意味で、私は、労働界の発言というものはこれから行政の運営その他、もろもろの社会的な意思決定において極めて重要な意義を有してくると思つるものでございまして、労働界からも委員の人選をお考えになつていただけないものかどうか、お伺いをいたします。

○塩川国務大臣 せっかくのお尋ねでございますが、何々界からとかいうふうにと縛つてしまふとなかなか答えにくい問題だと思つております。私は、先ほど申しましたように国民各界各層から有識の方をお願いしたい、こう思つておりますが、御意見があつたということは今も聞いておりますけれども、これに対してはなかなか、御返答することはちよつと差し控えていただきたいと思います。

○北橋委員 それでは組織について、「審議会は、大学に関し広くかつ高い識見を有する者」「二十人以上の委員で組織する」というふうに法令上なつておりますけれども、労働界の代表の方もこれから除外するものではない。このまま読みますと何か、昔大学を出る機会がなかった、しかし今日社会的な有力なオビニオンリーダーとして活躍されていられる方々、こういう方々は果たしてこれに該当するのだろうかという気がしたものですからお尋ねしたわけでございます。決して労働界の代表というものを除外される考えはないですね。少なくともそれぐらいはお答えいただだけませんか。

○塩川国務大臣 私は、何事も同じことを繰り返して恐縮ですが、各界各層ということで御了解いただきたいと思います。

○北橋委員 それでは、そういう意見もあるというところで、十二分に御参酌いただきますようにお願いを申し上げます。

次に、審議会の議事の運営なんですけれども、大学の自治が脅かされるとか幾つか、今後の審議会の運営あるいはその結論について不安や懸念を持つてゐる向きも世の中にはたくさんあるわけでございます。そういった意味で、一定の結論を出していく場合に、議決の手續というののもこれまた慎重でなくてはならないと思つたわけでも、大学審議会の議決の手續、もちろんみんながみんなの委員の顔を立てて特に異論が出ないような文脈になれば別ですけども、これから時代の変化に対応して変革をしていく、改革をしていくためには、ある程度意見というものが、全会一致という形でしたらなかなかそううまくいかないのではないかと。全会一致というものを前提にしておりませんとなかなかこつこつた大学改革というものが難しいような気がします。この議決手續について何か今お考えになつてゐることがあればお聞かせ願ひたいと思ひます。

○阿部(充)政府委員 議決手續につきましては政令事項でございますので、これから法案成立後直ちに検討することになるかと思つておりますが、従来の一般の文部省に置かれております審議会の議決手續の例で申しますれば、出席委員の過半数をもって決するというのが従来からの例でございます。

○北橋委員 それでは、法案が成立した場合に政令をつくられる場合も、従前の文部省の審議会の議事手續が踏まれる、そこに踏襲されると考えてよろしいでしょうか。

○阿部(充)政府委員 政令につきましてはこれから政府部内で内閣法制局等の審査も経てつくつていくわけでございますので、私の口からこうするということはいないわけでございますけれども、先ほど申しました従来の例というのがございますので、現在のところそういうことを私どもの念頭には置いているということでございます。

○北橋委員 わかりました。

それでは、事務局の構成についてお尋ねをいたしますけれども、文部省に審議会を設置するわけでございますから、当然文部省の官僚の方々が事務局を構成されると思いますが、今現在、高等教育のあり方を見ておられますと、例えば通産省や労働省におきましても、新しい情報化とかハイテク化の時代に対応して、既存の大学においてはうまくフィットできない、対応できない、そういう意味で高等教育機関をつくつて、そこで人材を養成しているということがだんだんふえてきておるわけでございます。そういった意味から見ると、産業構造の転換という問題になりますれば通産省でしようし、あるいは雇用情勢の変化という面から見ると労働省ということになると思つたのですが、その点臨教審については、委員あるいは専門委員に非常に幅広く人材を配しておりますので、その意味では文部省の事務当局だけでお考えになつてゐるというのではなかつたわけでございます。臨教審の答申を受けて審議会ができて、事務局が構成されるわけでございますが、そういった臨教審の議論が非常に幅広く各層から出てそれを集約されたという経緯を踏まえまして、今後事務局の構成はどのようなふうになるのでしょうか。

○阿部(充)政府委員 この大学審議会につきましては、文部省の審議会としては若干異例になるかと思ひますけれども、そのために大学審議会室というのをつくりまして、室長のもとに三名の職員を置いて、委員の方々の手助けをいたすというふうなことを予定をいたしておるわけでございます。

御指摘がございましたように、臨教審の場合には、そういうふうになつた機関で各省全部関係があるということから、それによつて事務局職員が構成も行ったわけでございますが、今回の場合には大学審議会が大学に関するということということで、まさに文部省の専管事項でございます。そういうことで、文部省に置かれる審議会でもございますので、現在のところ審議会の職員は文部省

内において対応することと考えておるわけ
でございます。先生御指摘のような点も大変重要
だと思っておりますが、それにつきましては、先
ほど御質問がございましたように、委員の構成に
おいて、従来のように大学関係者だけに近いよう
な形で構成するのではなくて、相当多数、
各界各層の方にお入りをお願いして構成をしてい
くということ、そういった各方面の御意見がこの
審議会全体の審議に反映されるようにという配
慮は、そちらの方面でさせていただきますと思っ
ておる次第でございます。

○北橋委員 先ほど大臣が質問にお答えになられ
まして、文部省は意外と情報豊富でないという
御指摘もあつたわけですが、私は決して
そんなことはないだろうと思っております。私の
知人、先輩も文部省に勤めておられて、本当に
寝食を忘れて一生懸命、日本の教育界の発展のた
めに頑張っておられます。そういった意味で、私
は文部官僚に對しまして絶大な信頼を置いてお
る一人でございます。ただ、今日の高等教育とい
うのはいわゆる既存の文部行政におさまらないよ
うなところも多々出てきている。今、例えば情報
の問題でしたら通産、郵政が激しい戦いをしてお
ります。今度のコムコムの問題でしたら通産、外務
がまた激しくやり合つております。しかし、それ
は一面マイナスだという指摘もありますけれど
も、既存の官庁の縦割り組織では対応し切れない
ような新しい時代の変化が起つてきているわけでご
ざいます。それはそれで非常に建設的ないい側
面もあるかと思つておるわけです。ですから、
事務局の構成が文部省でやられるということは異
存はございません。ございませぬけれども、やは
り産業政策の専門家というのは通産省にもいるわ
けでございます。雇用問題、新しい教育を受けて
社会に旅立つ、果立つていられる方々の実際の職
場の環境というものは労働省が一番詳しい。そう
いった意味で、時代の変化に對して総合的に大
学のあり方をこれから議論されるに当たりまし
て、どうか通産、労働を初めとしていろいろ

な省庁の方々の意見交換、情報交換というもの
を積極的にやつていただきたいと思つてござい
ますが、いかがでしょうか。

○阿部(充)政府委員 大変重要な御指摘をいた
だと思つたので、心がけてまいりたいと思ひ
ます。

○北橋委員 よろしくお願ひを申し上げます。

次に、大学審議会の議事録を公開してほしいと
いう要望があるわけでございます。アメリカの場
合は情報公開法という法律がある、あるいはサン
シャイン法で政府、行政機関の情報というものが
かなり国民に近いところにあると聞いておるわけ
であります。もちろんどんな制度にもプラス・マ
イナスがございまして、今アメリカのその情報公
開制度が果たしてよかつたのかという議論もかな
り広範に出てきておるということでございますし
て、これがすべてパーフェクトな、ベストなもの
だとは私は思つておりません。しかしながら、今
回審議会をつくることに對する強い懸念も一部に
ある、そういう中で、日本の国運を左右しかねな
いような重要な問題をこれから議論していくわけ
でございます。どのような意見がそこで交換され
ているか、聞かされておるかは国民の非常に知
りたいところだと思つてございます。そう
いった意味におきまして、議事録をすべてオー
プンにすることは現在の審議会行政からして難し
いだろうと思つてございまして、何らかの形
で、今現在、審議会でのような意見が交換され
ているかが国民に伝達されるような工夫があつて
もいいのではないかと。そのことが審議会行政ある
いは委員の発言を拘束したり左右することによ
り発展しないという方法があるのではないかと
思つてございまして、いかがでしょうか。

○阿部(充)政府委員 審議会の議事録を公開する
かどうかという問題につきましては、これは先生
御承知のように、審議会ができました審議会自体
でどうするかということ論議して決めていただ
くという性格のことであらうと思つております。
ただ、一般的に申しますと、議事録がそれぞれそ

のまま公開されることになりまして、やはり委員
の自由な発言等について心理的な制約が出てくる
おそれ等もあるということから、一般的には公開
をされてないというのが実態であらうと思つて
おります。事柄としては、先ほど申し上げました
ように発足後に審議会での点については御議論
いただきたいと思つております。

なお、それとは別に、やはり審議会の議論の方
向についてできるだけ国民に知つていただく必要
があるというところは御指摘のとおりだと思つてお
ります。どういうやり方でできるかは別といたし
まして、ある節目、節目ぐらゐには、何らかの形
での意見のある程度のまとまりが出た段階で公表
して一般の方々の御意見をさらに徴するとか、そ
ういうたぐいの方法についてはこれからいろいろ
と検討してまいりたいと思つております。

○北橋委員 確かに、審議会の委員の先生方が発
言をする場合にそれが即国民に全部筒抜けになつ
ているという状況は、御指摘のとおりいろいろと
難しい問題が派生するおそれはあると思ひます。
そういう一面は理解できるのですが、国民の利
害が激しくぶつかり合うような、例えば米価を決
めるときには米価審議会で議論されるわけです。
これは利害が真つ向からぶつかる問題でもありま
すので、かなり激しい議論が聞かされるわけです。
私も米価審議会に過去九回、民社党本部の政策審
議会の事務局におりましたので詰めておつたので
すが、そのときに食糧庁のお役人の方も大変だ
なと思つたのですけれども、記者クラブが二つござ
いまして、そこで二時間置きぐらゐに、大体こう
いう議論があつたということをレクチャーされる
わけですね。もちろんそれが言つたかという文は
全然わかりません。それは聞かないという不文律
があります。しかし、その食糧庁の方のレクチャー
を聞いておられますと、どういふ議論が今米価審
議会、利害がぶつかるところで審議されておるか
ということは大体手にとるやうにわかるわけでご
ざいます。ああいった形も今現在、審議会の中で
とられているわけです。それも激しく利害がぶつ

かる場で、委員の発言もかなり周りを気にしなが
らだた私は察しておつたわけでございますけれど
も、そういう知恵もなされておる。もちろん食糧
庁の方も大変な御苦労だと思ひますし、それがベ
ストかどうかはわかりませんが、何らかの形で、
そういうものもあるのだということを踏まえて、
国民に少しでも議論の中身が伝わるような工夫を
していただきたいのですが、大臣いかがでしょう
か。

○塩川國務大臣 この大学審議会の審議の内容と
米審の審議内容は十分違うと思ひます。米審は
まさにそのときの利害がもろに計算で出てくるも
のでございまして、これはもう農民の方々の関
心が高い。その意味においてああいう報道をして
おるのだと思ひますが、大学審議会の審議内容は、
一つの事柄についてある程度結論めいたことが出
てきた段階で、実はこういう議論の過程を経てこ
ういふ結論になつたということを、何か政府の広
報を通じて概要を説明する。ただ結論だけという
ことになれば、何でもこんなになつたのかわけわ
かぬと、こうおっしゃるのは当然だと思ひます。
国民に對するサービスと言つたら語弊がございま
すが、親切に中身を大体こういうことだということ
を説明する必要、私はその程度のことではないの
ではないかと思つております。

先ほど局長が言つておりますように、この問
題の公開の仕方についてはぜひひとつ大学審議会
にお任せしてやつていただきたい、こう思ひます
が、私の意見を求められたので、今そんな感じを
申し上げたこととございまして、御了解いただ
きたいと思ひます。

○北橋委員 大臣の御方針は承りました。しかし、
一つの意見として聞いていただきたいのですけれ
ども、アメリカの民主主義というものは非常に基盤
がしっかりしているという感を私はこの間ワシ
ントンに行きまして持つたのですが、やはり情報と
いうものが非常に公開されている。もちろんそれ
にはデメリット、マイナスあるいは時間のロスも
あるかもしれませんが、しかし、それを克服しなが

らアメリカの民主主義というのは発展してきているわけですね。そういった意味で、アメリカのウオーターゲート事件を契機として情報公開法ができた経緯があるわけですが、日本の行政というのはかなり閉鎖的ではないかという指摘は、国民各界にかなりあるのではないかと私は思うわけでございます。

そういった意味で、ぜひ今後、議事録の扱いあるいは中身の議論の伝達につきましては、いろいろな御意見が文部省にもあろうかと思えますけれども、そういった世論、国民のための審議会でございますので、特に国民が大学のあり方については非常に関心を持っておりまして、どうかいろいろと知恵を絞って改善をしていただきたいと思います。御要望を申し上げておきたいと思えます。

続きますが、今度の審議会には勧告権というのが付与されているわけですが、この端的な理由をお伺いいたします。

○阿部(充)政府委員 勧告権でございますけれども、このたびの大学審議会は、大学を中心とする高等教育の基本的なあり方について御議論いただくという意味で、大変重要な役割を持っている審議会であると考えておるわけでございます。また臨時教育審議会が、大学を含めまして教育改革全般についての御議論をいただきまして、その中で大学改革という問題について非常に多岐にわたる御提言を出されておるわけでございますけれども、それぞれの御提言自体は比較的方向性を示したというにとどまるようなところが多くて、臨教審の答申の中で少し異例な形だと思えますが、大学審議会が具体化についての議論をするようにというように、大学審議会に審議をゆだねたというような形をとっておるわけでございます。そういった大学審議会が大変重要な役割を果たしているというところから、こういう審議会について、文部大臣からの諮問にこたえるというばかりではなくて、やはりみずから大学問題について検討をし、これについて意見を述べるということができるようになるべきであらうということでございます。

それで、この意見の述べ方でございますけれども、この意見の述べ方につきましては、法令用語として勧告、建議あるいはただ意見を述べる、いろいろな形の書き方があるわけでございます。要すればいずれもその審議会の意見を相手方に述べるといふこととどまるわけで、相手方の拘束をするという性格のものではないわけでございます。ただ、法令上の用語としてのニュアンスとしては、勧告という言葉が一番強いニュアンスのものだということになっておるわけでございます。大学審議会の重要な位置づけにかながみまして、臨教審答申自体も勧告という形で意見を述べることができるようになるようにということも言われておりますので、それを受けまして、「勧告することができる」という規定をこの法律に書かせていただいたというわけでございます。

○北橋委員 文教行政については、これまで文部省が一貫して責任を持って対処されてきたわけでございますが、あえて審議会をつくってそこに非常に勧告権が付与されているということから類推しますと、文部省としてはやや不本意ではないですか。勧告ぐらいでも、それを受けて文部省が主体性を持って、責任を持ってそこで一定の方針を出すという方が、私は文部省のお立場から見れば筋が通っているんじゃないかなという気がするのですが、その辺はどうでしょうか。

○阿部(充)政府委員 もちろん文部省の立場といたしましては、重要な事項につきましては文部省の側から積極的に提案をし、それについて御審議をいただくという形をとるよう努力をいたしたいと思っておりますが、ただ、審議会の側から自主的にそういうことをやり得るという道を開いておくということも、これもまた大事なことでありうということもございまして、じみせんとして勧告が出てくるのを待っているというようなことは毛頭考えておりませんので、文部省の方で基本的なことについては諮問をしていくという形で基本的には対応していきたいと考えております。

○北橋委員 わかりました。

次に、この審議会は、大学への助言あるいは援助というものを目的とするというように聞いております。助言はわかるのですが、援助というのはどういうことを意味しておられるのでしょうか、お伺いします。

○阿部(充)政府委員 今回の法案で御審議をいただいております内容としては、助言、援助ということは法律上規定しておらないわけでございます。この助言、援助というのは臨教審の答申の中に出てきた言葉でございます。要するに大学に對してこの大学審議会が助言、援助をするというように形でおるわけでございます。

ただ、このことは、大学審議会が審議会として文部省に置かれ、形式的には文部大臣と審議会という関係でだけ存在をする、そういうものであるということから、これがあたかも直接大学に對して助言をしたり援助をしたりすることと誤解されては困るということもございまして、今回の法律の条文からは省いてあるわけでございます。

もちろん、この審議会が何かを建議される、あるいは答申をされるということが文部大臣の方へ出てまいりますと、その段階でそれが各大学に具體の助言というように効果は出てくるということはある得ることだろうと思っておるわけでございます。

なお、援助という言葉についてでございますけれども、この援助という言葉は、法律上はいろいろな意味があるわけでございますけれども、助言と全く同じような意味に受け取っているケースもございまして、財政的な援助というふうに受け取っているケースもあるわけでございます。ここで、臨教審の答申で言われました助言、援助というのは、いわば両方とも助言に近い言葉であらう、こういうふうな理解をいたしております。

○北橋委員 大学の教授、特に理工系の教授に会ってお話をお聞きしますと、国から予算はいただいているものの、非常にお金がかかる。そのため、学生と一緒に研究する場合に非常に支

障がある、そういうふうなお話も伺っておりますのでございまして、やはり大学のあり方を議論すると同時に、大学の研究が時代に適応してもっと活発に、思い切った研究室が研究できるような助成というのは今後ますます重要になってくると思うわけですね。

そういった意味で、臨教審において大学審議会がいわゆる援助ということを書き入れたということに對して、私もそれは非常にいい方向であると思っておたのですけれども、この審議会の議論の中で、そういった大学への援助というものについてなかなか突っ込んで議論されていくと理解してよろしいのでしょうか、私はやはりそれが必要だと思っております。

○阿部(充)政府委員 大学審議会の議論は「大学に関する基本的事項」について御議論をいただくわけでございますので、そういった中で、具體の国としての財政的な援助の問題につきましても議論が及んでくるということは当然あり得ることだと思っております。

○北橋委員 その点、ぜひよろしくお願い申し上げます。残り時間が少なくなりましたのでございしますが、以下、情報化という新しい時代の流れの中で、既存の大学が必ずしもうまく適応していかないのではないかと声を私、多々聞いておりますので、その点について文部省のお考えを聞かせていただきたいと思います。

電機労連という電機産業に働く勤労者の労働組合の連合会がございまして、そこで専門的なシンクタンクに依頼して、今日の円高がどのように海外進出を誘発し、それによって国内の雇用がどれだけ相対的に縮小したのか調査をした結果がございまして、これについては私は極めて重要な、緊要な課題だと思っておりますので、機会を改めまして詳しく文部省に對応をお伺いしたいわけでございます。

きょうはその皮切りといたしまして、今の電機労連の調査にも見られますように、このような円

高がずっと続いていくことによつて国内の雇用は相当に減る、二〇%近く雇用が昨年よりも減っているという試算が出ております。その分は何とかほかの分野に進出をして新しい仕事を起こしてそこで飯を食つていく、そういうことを真剣に考えねばならないという、非常にせつぱ詰まった状況に今日のハイテク産業が置かれていくわけですね。電機産業に働く勤労者の数というのは、大手企業のみならず中小関連を含めると膨大な数に上るわけですので、この人たちの雇用にかかわる極めて重要な課題だと思つております。その点、今日までの既存の大学というものが新しいニューメディア、情報化の時代の中でどのように対応してきたのかについては、非常に消極的ではなかったのかという現場からの意見も私は多々聞いておりますので、その点について大臣にまずお伺いしたいと思います。

今ソフトウェアエクリシスという言葉がございまして、ハードの機器をつくつていての分野は順調に來ているわけですが、ソフトの部門につきましては将来相対人材が不足する。つまりコンピュータはあつてもそれを動かす人材が少ない、それをソフトウェアエクリシスと呼んでいるわけでございますが、そういう状況がこのまま行きますと、近い将来破綻するのではないかとということが広く言われております。私も、情報関係の人材というのはかなり不足しているのではないかとこの産業界からも多々聞いております。これから大学等でこういった情報化の時代に対応して人材育成に今後真剣に取り組んでいく必要があるかと思ひますが、大臣はその辺の時代の変化についてどのようにお考えでしょうか。

○塩川国務大臣 私が最近聞きましたのは、ソフトウェア関係の技術者が現在で五十万人足らぬということを書いておりました。そして、十年後においてはそれが現在の大学のあり方で推移するならば約百万人不足になってくるであろう、拡大されていくであろう、こういうある権威ある研究所の報告を読んだことがございました。それだけ

に私はこの際そういう社会的要請にこたえていくようにやはり大学も対応してもらいたい、こういうことを強く願つておるところであります。

○北橋委員 現在も、既存の大学でソフトウェアの関係の教育をするところが少ないということ、通産省や労働省も情報大学校とかハイテクカレッジの構想を文部省と連絡をとり合ひながら進めておると聞いておるわけですが、事務局に当局にお伺いいたします。

本来ならば、既存の大学でもっと積極的にリサーチングをとつて、情報関係の教育というのはこうあるべきものだという範を示していただきたいと思つておるわけです。実際そういう方向で御努力されているとは思ひますけれども、実際には他の官庁で、このままでは時間が間に合わない、もう待たなしたから、とどんどん進めようという構想が進んでいる状況だと私は聞いています。が、今後文部省としてはそういった面で強力にこういった方向で進めていくお考えがあるかどうか、お伺いいたします。

○阿部充政府委員 最近の情報化の進展に伴ひまして、情報関係技術者の養成ということが大事なことになってきていることは御指摘のとおりでございます。特に大学関係につきましては、一つはハード、ソフトを含めまして専門的な技術者の養成という面で、既存の学部・学科を改組・転換をするとか、あるいは新しく学部・学科を設けるといふようないろいろな形で拡充に努めてきておるわけでございます。

数字的に申し上げますと、昭和五十年には大学関係でそういった情報技術者の養成は一学年の学部の定員で三千名程度でございました。それが昭和六十年まで十年かかつて六千名まで伸びたわけ、十年間で二倍になったわけでございます。六十年から六十二年、今年度までの間に一万二千名というところで、最初二倍になるのに十年かかひましたけれども、今度は現在時点では二年間で二倍までふやしてきているというように、各大学とも鋭意御努力をいただいてきておるわけでございます。

ございます。

また、情報関係以外の一般の学部・学科の学生につきましても、これは現在の社会に生きていくためには情報についての必要な知識を授けておく必要があるだろうということで、一般学生に対する教育につきましても各大学で逐次配慮をいたしてきておるわけでございます。通産省、労働省でいろいろな御努力をいただいておることも承知しておりますが、それとの十分な連携をとりながら、文部省といたしましては、大学、短大、高専、それから専修学校、全体を通じて、それぞれのレベルに応じた情報関係の人材の養成に一層の努力をいたしてまいりたいと存じます。

○北橋委員 時間が参りましたので、あと一点だけ文部大臣にお伺いして終わらせていただきます。

これは先ほどの大学審議会の委員に労働界の代表をぜひ入れていただきたいということにも関連するわけですが、臨教審の議論でも出ていましたけれども、社会人がもう一度、大学、高等教育機関で教育を受けたいという、職業能力の再開発の要請が非常に強まってきたという。現在もそういう方向に向けて文部省も御努力されているわけでございますが、大学に入ると、一年生には入ることは可能でも、一般的な教育課程というよりは、むしろ二年生以降の編入学というものが期待されておる。これは臨教審の審議経過メモでもそれが指摘されているわけでございます。そういった意味で、就学構造の変化に伴ひまして、社会人の職業能力再開発の要請が強まっています。これに大学審議会においてもぜひその方向づけをしていただきたかと思つておるのでございますが、大臣はそういった点についてどういう御所見をお持ちでしょうか。それをお伺いして質問を終わらせていただきます。

○塩川国務大臣 臨教審の答申の中で一つの大きな柱が、全生涯学習体制をしっかりとつていこうとございまして、その一環として、当然先ほどおっしゃったようなことは私は考慮していかねばならな

いだろう。要するにそれは、一つは大学がいろいろ多様化をしていくことだと思つてございまして、そういう点についても当然今度のこの大学審議会において御相談していただく問題であらうと思つております。

○北橋委員 ありがとうございます。終わります。

○愛知委員長 山原健二郎君。

○山原委員 けさから質疑、答弁を聞いておりました、いよいよ大学審議会の設置というものが重大な内容を持つておることがひしひしと迫つてまいりました。我々が教育を語るときには、やはり日本国憲法と教育基本法を基礎にして語り合うべきであると思ひます。だから、今までもこの文教委員会においては常に教育基本法あるいはそのもととなつております憲法に立ち返つて議論が行われてきたわけですね。ところが、きょう聞いておりました、何か憲法も教育基本法もどこかへ吹っ飛んでしまったかのごとき感じを抱くわけでございます。その点私は非常に憂慮しながら聞いておりました。

ところで、冒頭に阿部局長は、きのうの閣議で出されたいわゆる防衛大学も一般大学と同列にという要請に対して、さも当たり前であるがごとく、これは設置される大学審議会の重要な課題の一つである、こういうふうにおっしゃつたわけですね。大学審議会というのは、もともと臨教審の答申に基づいて設置されるとあなた方は説明しています。臨教審は少なくとも言葉の上では、教育基本法の精神にのっとりということですね。このことの矛盾は全く感じないのかどうか、最初に何つておきたいのです。

○阿部充政府委員 先ほどもお答え申し上げましたように、臨時教育審議会の答申におきまして、高等教育機関の多様化と連携の強化を図つていくという見地から、大学と大学以外の高等教育機関との間の例えば単位互換の問題であるとか単位の累積加算制の問題、あるいはそれらを認定した上で行う学位等の授与に関する問題であるとか、そ

ういう点についての改革を検討すべきだという御提案をいただいております。このことをごさいます。そういつた中で各省所管の大学校につきましても、当然大学以外の高等教育機関の一つとして検討の対象になるものが内容的にあり得るであろうというものを申し上げておるわけでござい

す。
○山原委員 防衛大学を例にとりますと、これは教授も含めて全部自衛官なんですね。そして、これは各種学校になつていくわけですね。そうなるべくと、あなたのおっしゃることは、まず学校教育法を改定するわけですね。しかも単位制の互換というところまで進みますと、これは明らかに軍学の協同の推進ということに行かなくてはならぬ。しかもそういうものが今度できる大学審議会の重要な課題の一つである、こういうふうになりますと、早くもこの大学審議会というものが非常に危険な内容を持つておるといふことを露呈したのではないかと存じます。これは後で大学の自治の問題等も時間があればやりたいと思ひますけれども、そういう単純な答弁をここでされたら困るのであります。私はこの委員会が十九人の文部大臣には会つております。けれども、これは憲法、教育基本法なんか全く関係ないかのごとき発言が次々続いてくることについて、きょうはちょっと意外な感じがして、きょうは最初に申し上げておきたいと思ひます。文部省自体だつてそうでしょう。今まであなたの答弁したようなことは文部省は言つてないのです。

私はここに「教育基本法の解説」、これはかつての文部省の調査局長の辻田さんと東京大学教授の田中二郎さんが監修したものです。この中に学問の自由についてどれほどの言葉を割いてあるか。一行だけ読んでみますと、例えば「国家及び国策の名においてに学問の自由が侵害されたことであるか」という戦前のあの苦い経験のもとに、学問の自由、それを保障する大学の自治というものが確立されたのが戦後大学の基本的な理念なんです。このことをしっかりと踏まえて

おかないと、文部省自体がもうすっかり変わつて

いる。
しかも、私はちょっとこれは最後に申し上げようと思つたのですけれども、大学の自治の破壊の歴史を見てみますと、私はこう思つております。学問、研究の自由の発展というのは、本質的に国家権力による干渉、抑圧とは相入れないものである、これが世界の学問、研究に対する規定だと私は思つておるのです。ところが、戦前の姿を思い起こしてみますと、一八九二年に東京帝国大学の久米邦武さんが大学から追われました。これはい

わゆる古代史の研究の中からあの神道を批判したということとで大学を追われていくわけですね。そして一九〇五年には、日露戦争における政府の外交政策を批判したということで、戸水寛人さんから東京帝国大学教授七名が休職処分を受けるわけですね。それから一九一四年になりますと、京都帝国大学におきまして沢柳總長が、人事の掃蕩ということで文科、医科、理工系七名の教授を辞任させるといふ事件が起りまして、これに対しては反対の運動が起りまして、ついに沢柳總長は退陣を迫られるという事件が起つておる。一九二〇年、ちょうど六十七年前になりますけれども、御承知の森戸辰男さんの事件が起つておりました。彼は東京大学の経済学部の教授で、クロボトキンの社会思想の研究、これが国体に対し、国家存立の基礎を侵害するということで休職になり、裁判の結果三月月の禁錮ということになっていま

した五名の教授がまた解任をされるという事態が起つて、一九三五年に美濃部達吉氏の天皇機関説。私はあのときのことを覚えておるのです。天皇機関説というのは学説としては当時の主流であつたわけですね。しかも政府公認の理論であつたわけですね。これがひつつかつてくるわけですね。そして矢内原忠雄さんの辞任、一九三八年には御承知のように河合榮治郎さん、この人は文部省に協力してきた人です。自由主義者です。左傾した学生をいゝゆる思想指導してきた人ですね。この人がまた追われていく。そして一九三九年には早稲田大学の津田左右吉博士が辞任、そして書物の発禁。私は一例を挙げたわけですが、これも、こういう歴史を戦前においてたどつて、そしてわだつ

みの悲劇にまでいくわけですね。
大学といふものの自由、学問の自由がいささかでも侵害されるときは、それは際限なく広がつていつて、国そのものが誤る方向へ行つたといふこの歴史の経過を見ましたときに、大学の自治、学問の自由、これは守りますと口ではおっしゃいます、それから塩川文部大臣も、過去の百年の歴史の中で大学の自治や学問の自由といふものを言わなかつた政府はないといふこともこの間おつ

しゃつておりましたけれども、口でおっしゃつても、こういう現実の歴史があるといふことを考えますと、ここで私はこのことを本心に考えなければならぬと思つておるわけですね。
そして、先ほども例へば今度は文部省は政策官庁に脱皮するといふ言葉が出てきておりましたね。これは臨教審の中にある言葉ではありませんけれども、これは明らかに臨教審の逸脱なんです。教育基本法はどう書いてあります。行政官庁の任務は明記しておるわけですね。教育基本法第十条は、何と読んでおるわけですか。「教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件を整備確立を目標として行われなければならない。」これが文部省に与えられた大きな任務なんです。その文部省が今度は政策官庁に脱皮していくといふ言葉が使われるわけですが、私はこのことにつ

いても大きな危惧の念を持ちまして、このまま大学審議会が設置されれば悔いを千載に残すということに感じしております。だから、そういう意味でこれから質問していきたいと思ひます。

第一は、わずか二十名の審議委員で、大学は国立大学、短大は今数を調べておられますが、国立大学だけで四百五十八校あります。それをわずか二十名の審議会が基本的なものを決めてすべてを差配していくことができるなどという法律は、私は考えることもできません。これが大学の自由あるいは学問の自由を介入しない、関係はないなどといふことはまさに乱暴な理論であつて、わずか二十名による大学審議会の設置そのものが本当に乱暴な法案の提出だと言わざるを得ないのでありまして、そのことを最初に申し上げておきたいと思ひます。

それからもう一つは、先ほどの林先生の質問にもありましたが、各方面から反対の決議や要請書が来ているわけだと思ひまして、これは私は当然だと思つておる。私はずっと今まで来まして数字を調べてみますと、短大を含めまして三十五大学、この中には十二の大学、二十三の学部教授会が含まれております。この名前を挙げる時間がありませんが、省略いたしますけれども、そのほかに、例えばきのうは各院に対して憲法学者の要請がございました。これは八十数名の著名な憲法学者が名を連ねまして、この法案に対する違憲性を心配をして持つてこられたわけでございます。恐らくこれは文部省へも持つておるのではないかと存じます。また最近、九州九大学の元学長三十一名の方が訴えを出されているわけだと思ひまして、正規の機関でも決議がなされておる。これを無視して法案の審議をするといふことは、不誠実なやり方でございます。これらの方々は必ずしもすべて革新とか進歩の人ばかりではありません。純粋な学者として、この大学審議会法案に対して危惧を持つておるということに対して、私たちは真摯にこれを受けとめる姿勢がなくして、何が大学人の意見を聞いた、国民の意見を聞いたなどとい

うことが言えるでしょうか。一番衝にあるこの人たちの意見を本心に謙虚に聞く耳を持つことが今大事ではないかというふうに思うわけです。

それからもう一つは、これは委員長にお願いしたいわけですが、今度の審議に当たりまして、二日間、十時間という意見が自民党の方から出されました。法律の成立を急ぐ気持ちはわからぬでは

ありません、国会というのは絶えず動いていますから、けれども、そんな拙速でいいのかということはお互いに考える必要があると思うのです。筑波大学のときにどれだけこの文教委員会が審議をしたかという、衆議院だけで十二日間やっています。その時間が五十五時間です。しかもあのときは、筑波大学というのは東京教育大学が移転するに当たって発展的に筑波大学にいくという、一つの大学の問題であつたわけですね。それでも五十五時間の審議をしていけるのです。今度の場合

は、この大学審議会は臨教審のように三年間の期限があるわけじゃありませんから、恒久的な組織として置かれるわけですね。しかも大学のすべてを取り扱うものでございますから、これがどういいう中身を持つていくか、あるいはどういいう構成なのかということを探ねるのは国会議員の責務でございます。これを拙速でやるなどということはいささかもできない課題だと思つておるわけでございます。このことを申し上げておきたいと思ひますが、この点について私は本日に率直に塩川文部大臣の御見解を伺つておきたい。そして、愛知委員長に對しましても、やはりこの審議は本日に議を尽くすところまで審議をすべきであるというこの

気持ちに對しまして、愛知委員長の御見解もこの際冒頭に伺つておきたいのであります。

○塩川國務大臣 私、お聞きいたしております、ちよと六十一年、七十年前のお話が出てまいりました。その当時と今とは日本の制度、法制が全く違つた時代でございます。そういうお話は骨とう品として僕らもよく聞いておりますけれども、しかし現在の時代は相當違つてきております。した

がつて、学問の自由、学問の自治のあり方というものも、先ほどおっしゃつた六十一年、七十年前とは隔世の感があるのではないかと、こう思つておりました。やはり現代に即応した体制をとる必要があると思つた次第であります。

○愛知委員長 私に對して御意見がございました。承らせていただきましたが、委員会の運営につきましても、私が独断でやるのではなくて、理事會がございまして、そこで十分御協議の上、委員会の運営をしてまいりたいと思ひますので、今後ともそういう方針でやらせていただきます。

○山原委員 骨とう品の考えだと思つてしましたね。でも文部大臣、これはかつて文部省が出したものですよ。これは「ナチス・ドイツ及び従來の日本においては、国家及び国策の名において」といふことが書かれてゐる。文部省自身が書いてゐるんですね。あなたもヨーロッパへ行かれると思ひますが、ナチス・ドイツのあの行為に對して今なおヨーロッパ諸国民はその追及の手を緩めていない、そういう問題なんですね。だからそういう意味では、骨とう品などと思つて過去の問題にしていくということとは正しくないと思ひます。これは時間の関係で、今これ以上申し上げません。

〔委員長退席、中村(靖)委員長代理着席〕
それで、まずこの大学審議會をめぐりましての幾つかの課題について質問をしたいと思ひますが、大学改革協議會の問題ですね。去る七月二十九日の質問のときにも他の議員から質問がございました。文部大臣の私的諮問機關として大学改革に関する研究協議會が設置されておりますが、六十一一年の文部大臣裁定によりますと、その中の(6)として「大学審議會(仮称)の構想の具体化について研究協議を行う」としており、また文部省から出されたものを見ると、六十一一年五月から六十二年六月まで行つた研究協議の中には、「大学審議會(仮称)の創設について」となつています。七月二十九日の論議の中で阿部局長は、大したことをやつていない、臨教審の報告をして承りました

だけであると答えて、その内容は公表されませんでした。これは江田さんに対して、「法案の大綱をその場で御説明を申し上げて、ああ、わかりました」といふことでございまして、それ以上格別のものはないわけでございます。これが局長の答弁なんです。ところが衆議院文教調査室の資料によりますと、ここへ持つてきておりますが、「本法案は、昭和六十一年四月二十三日の臨時教育審議會の第二次答申が出されたのを受け、文部省に設置された「大学改革に関する研究協議協力者會議」(座長石川忠雄、副座長藤田、昭和六十一年五月二十七日発足)におけるその構想の具体化等の検討を経て、昭和六十二年二月十六日本院に提出されたものである。」となつています。

これは、あなたがこの間御答弁なさつた、報告して承りましたという程度のものでなく、大学審議會の「具体化等の検討を経て、」となつてゐるわけでございますが、この点は事実を明らかにしていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○阿部(充)政府委員 日にち等は十分記憶をいたしておりませんが、前回の委員会でもお答え申し上げましたように、大学審議會の問題につきましては、臨教審の答申が出まして以後、この答申の内容の説明というところで十分大学改革協議會には御説明を申し上げておつたわけでございます。その御説明を申し上げたわけでございます。さういふことを考へてゐるという御説明をし、御了解をいただいたということでございます。

○山原委員 違つたやうな感じがします。それじゃ、これは調査室の間違ひですか。大学審議會の創設に当たり「具体化等の検討を経て」あるわけでしょう。九回も會を持つて、そういう重大な大学審議會の中身について討議してゐるわけでしょう。単にあなたが説明して、よくわかりましただけじゃないのじゃないですか。

○阿部(充)政府委員 大学改革協議會が九回にわたつて御議論をいただいたというのは、いろいろな内容についての御議論をいただいております。

ございまして、七月二十四日には大学院の問題とそれから大学審議會の問題をお諮りをいたしました。大学審議會につきましても、先ほど申し上げましたように、文部省の原案をお話をし、御了解をいただいたということでございます。

○山原委員 これはまじめに答弁していただかないと、最後の日にどうなつたということを知りたい。最後の日にどうなつたことを聞いてゐるのじゃないかと、この大学改革協議會が大学審議會の問題について論議をしたことはあるわけでしょう、それを聞いてゐるのです。七月二十九日の答弁では、事前大学審議會のようなものだともおっしゃつてゐますね、ブレ大学審議會といふことをおっしゃつてゐるのです。そして、研究協議事項を見ますと、一、大学改革の推進に関する基本的事項。二、高等教育の改革と充実。三、大学院の改革と充実。四、高等教育の多様化。五、大学と社会の連携の推進方策。六、大学審議會の構想の具体化。その他大学改革に関する事項。となつておりました。大学審議會を先取りして、ほとんどその内容を審議してゐるではありませんか。これが大学審議會に引き継がれるというならば、この審議の内容といふものはもう少し丁寧に説明していただかなければなりません。あなたが、あなたのおっしゃるやうな、もう最後によくわかりましたで終つてゐるのですか。

○阿部(充)政府委員 大学改革協議會といふのは、先生のたゞいまのお話にもございましたように、いろいろな項目について議論をするということとを予定してスタートしたものでございます。そういう中で、そのうちの一つの項目として、七月二十四日に大学審議會の問題について御説明し、御了解をいただいたわけでございます。それ以外の日ににつきましては他の項目についての御議論をいただいております。決して内容をいかげんにお答えしてゐるつもりはないわけでございます。

○山原委員 この事前大学審議會のメンバーを見ますと、飯島宗一臨時教育審議會第四部会長、石川忠雄臨時教育審議會会長代理、内田健三臨時教

育審議会委員など、臨教審のそうそうたるメンバーが入っております。そして、ここで臨時教育審議会の答申の具体化を検討したということになっておりまして、こういうことになりました。この内容については当然出したいと思いますが、これはいかがですか。この前もその要求がありました。それが、それに対して何かメモがあるとおっしゃったわけですが、私はメモなのか何かよくわかりませんけれども、当然議事録があるものと思っております。この審議に当たってこの中身は重大ですから、提出をしていただきたい、いかがですか。

○阿部(充)政府委員 前回、社会党の委員の先生にお答えを申し上げましたように、この改革協議会はいわば私的な非公式な機関でございます。その中で御議論いただいたことにつきましては、必ずしも十分な議事録というような形では整理をいたしておらないわけでございます。

ただ、前回にもお答えいたしましたように、ある時期にはこれまでの議論をまとめたという考えでおりますので、まとめた段階におきましては、その結論と申しますか、まとめをお配りさせていただきます。こういうふうにお答えしているところでございます。

○山原委員 なぜこの審議中に出来ませんか。大学審議会は七月一日に発足する予定だったのでしょうか。あれからもうずつと日がたつていますよ。たまたま国会の状態がこういうふうになったからで、七月一日発足の予定だったでしょう。しかも、この間ここで議論されてから、あれは七月二十九日ですよ、あれから二十日たつていますよ。それでもなおここへ出さないとどうですか。しかも、この中でどういふ大事なことが議論されているかといふと、例えば一般と専門教育については、大学の多様化を図るために、一般教育中心の大学、専門教育中心の大学など弾力的に取り扱い、一般教育と専門教育の区別をなくしていくという方向が検討されております。教員について、専門何名、一般教養何名というやり方ではない

く、一学科何名でくくっていくということも議論されております。大学審議会ではこれから一般教養と専門教育をどうするかということは議論されるかもしれないが、既にこの改革協議会で議論され、そのレベルが敷かれていってしまっている。これはありません。こういうことが議論されていいます。さらに、大学審議会についても具体的に話しかけております。大学審議会のやることは法人化の問題だ、こういうのです。これは将来の課題であるとしていられるのでありますけれども、今は大学の設置基準の弾力化によって大学の多様化を図るが、将来は法人化についても審議をするということも議論されているわけですね。

それから、大学改革協議会は大学の評価についてどのような審議をしたのかということも私は聞いておりますが、これについてお答えができません。大学改革協議会は大学の評価についてどういふ議論をしたか、簡単に答えをいただきたい。

○阿部(充)政府委員 先生のおっしゃっているのがどういふ資料に基づいてお話しになっているのか、私どもには皆目見当がつかないわけでございます。ただ、事柄だけこの機会に申し上げておきます。大学改革協議会ではいろいろなことについて、大学審議会ができるまで待たなければならないというのではなくて、やはり関係者の間で進めるだけの議論はしておこうということでスタートした協議会でございますので、そこでいろいろな議論は今まで出ておったと思います。ただ、それが、それぞれ具体的にまとめるような形でなされておるといふ形にはまだ至っておらないわけでございます。

臨時教育審議会の第二次答申におきましては、御承知のように、各般の御指摘がありました上で、特に緊急を要する事項として、大学院の充実強化の問題と、それから大学設置基準の大綱化、弾力化の問題と、そして三番目に大学審議会の設置の問題、この三つの問題が緊急を要する事項であるという御指摘が臨教審答申の中であるわけでございます。大学改革協議会におきましては、そ

の三つのことにつきまして今までフリートリーキングをしてきていただいた、そのうち大学審議会に關しましては先ほど来お答えしたような状況であるということでございます。

○山原委員 山原がどんな資料で言っておられるから、今出してくださいます。この審議中にい出てくさい。あれからもう何カ月もたつておるのです。七月から八月、何カ月と言いません、もう随分たつています。出せないはずないでしょう。

○阿部(充)政府委員 前回以来お答えいたしております。また、ある時期でつくりたいと思っておりますので、つくりました段階で御提出するということでございます。協議会の方のまゝ現在の段階でまだできておりませんので、その点は御了解をいただきたいと思ひます。

○山原委員 これは国会ですよ。国会に対して、七月一日発足予定の審議会、そのためにあなた方は私的諮問機関をつくらせて議論をされた、それがこの議論をしていながら出せないなんというもののじゃないでしょうか。

もうちょっとこのことにはこだわりたいと思ひますが、大学の評価についてはこういう議論がなされていまして、事実でなかったら資料を出してくだされ。大学設置基準の弾力化ができれば教育水準が上がるという問題が出てくる。そこで水準を向上させるためにはどうするかという、大学評価の問題が出てくる。その評価をどこがやるかという問題ですね。そうすると、文部省がやるか、自主的な大学機関がやるか、例えば関係者でつ

つておられる大学基準協会がやるか。つまり大学審議会では人数が少なくして評価し切れない、ですから大学審議会が検討して答申を出して、基準協会がやるか文部省がやるか結論を出すというところも議論されております。

これは重大な内容ですね。第一に、大学設置基準の弾力化を図れば大学の水準が低下するということも既に見越しているという問題が含まれております。決して大学を活性化するというものではない

ありません。そうしておいて大学の評価を行つて、おまえの大学は何をやっているのだというやり方ですね。ましてそれを文部省がやるということになれば、これはまさに統制もいいところでございまして、学問の自由、大学の自治を私は言ひましたけれども、そんなものがあつたものじゃありません。

大学改革協議会の議事録を出していただかなければ私はこれ以上議論できないと思ひますが、これはどうして出せないのですか。あれから一カ月以上、もう二カ月近くたつて、しかもわざわざ社民連の江田五月議員も請求をされて、あれから二十日たつています。それほど出せないものがあるのですか。これは出していただかないと責任ある議論ができないのです、これが国会ということですから。どうですか、私はこれは引き下がりませんよ。

○阿部(充)政府委員 前回、江田先生にも御説明を申し上げまして、ある程度まとめができた段階でお配りするということで御了解をいただいたものと私どもは考えておるわけでございます。なお、そのまとめが、あれ以来大学改革協議会も十分に回数を重ねるだけの期間がございせんので、まだまとまりができていないということでお答えしているわけでございます。

○山原委員 なぜ、この重大な審議をしておる国会の場に出せないのですか。それほど秘密の内容があるわけじゃないでしょうか。そうして私たちにいたたいて、みんな各党の議員がこれを議論する、これが国会です。これが衆議院文教委員会の歴史ですよ。そんなことができてなくて、何で審議ができませんか。しかも、これはあなたが否定してもいいですよ。あなたは大学基準協会で行なつてもいいというお考えを持っておられたかもしれせん。しかし、現に文部省でやるべきであるというお考えを持っておられる方もいるわけですね。しかも既に、臨教審第四部会におきまして、大学の評価について、文部省が七月の二十七日にヒアリングをやつております。こういう経過を考えますと、

今私が請求をしておりますところのメモと申しましようか、まじめといましようか、これはこの審議中に出していただかないと、精密な論議ができないといふことを申し上げたいと思います。

委員長、中村先生に今おかわりになっておられますけれども、ぜひこの場所、出せないのか出せるのか。後でまた馬場先生の質問もあるわけですから、出していただきたい。いかがでしょうか、お諮りいただきたいのです。

○中村(靖)委員長代理 委員長として申し上げますが、今山原先生の御指摘の点については、後刻理事会で御相談をさせていただきますと思っております。

○山原委員 私はこの問題で質問しようと思っておりますから、ちょっと論議してください。

○中村(靖)委員長代理 この点については理事会で御相談をしたいと思っておりますので、質問を続行願いたいと思っております。——山原先生、いかがですか。質疑を続行していただいて、その間に理事で協議をしていただいて……

○山原委員 私、理事会をやっていたら、その間ちょっと保留して、もう一つ、これに加えてこの問題を基礎としての質問がありますから、だからちょっと委員長、お諮りいただきまして、何か方策を立ててください。お願いします。

○中村(靖)委員長代理 いかがでしょうか。この問題、ちょっと保留していただいて、理事間で協議を続行しますから、別の問題について山原委員から質疑を続けていただいて、その間に相談をさせていたいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。できればぜひそうしていただきたいと思いますが……

○山原委員 ちょっとこれが引くかかるのですね。どうしても引くかかる。——ちょっと休憩をとっていただけますか。どうしても出せないものかどうかお聞きしたいのです。審議中に出さなければ何の役にも立たぬじゃないですか、何があつた。済んだ後で出してきたって何の役にも立たない。(発言する者あり)

○中村(靖)委員長代理 それではちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○愛知委員長 速記を始めて。

山原健二郎君。

○山原委員 今の要求資料といいますが、私は恐らく議事録はつくっていないだろうと思っております。けれども、どんなことが論議されて大学審議会に、しかもブレ大学審議会とおっしゃるわけですから、事前大学審議会とおっしゃるわけですから、だから、そこでどういうことが論議されたかというこの資料は、審議中に提出をしていただきたいというのを申し上げておきたいと思っております。そうでなければ、参議院へ中身がわからずに送るなんてことできないでしょう。実際衆議院として本当にそんなことはできないわけで、審議が終わった後で出てきたら、これはもうけんかが過ぎて棒を担ぐようなものでして、そういう意味ではこれは本当に文部省に誠実な対応を要求します。

どうですか、この審議中にまじめといいますが、資料を出していただけますか。私の方は私の調べた限りのことを先ほど申し上げたわけでして、それに対して阿部局長は、あなたは何を根拠にして言っているかわからぬから検討のしようがない。大変な侮辱の言葉ですよ。それだけでも私は引くでめないんですよ。山原は何か捏造してうそ偽りをこで言っているということになるでしょう。そうおっしゃるならば、その資料を出していただかなければ私はうそを言ったことになる。この点いいですか、審議中に出していただけますか。

○阿部(充)政府委員 先ほど来お答えしておりますように、私的な諮問機関での非公式な議論のようなものでございまして、細かい資料という形でつくっておりますが、簡単なものについて早急に整理をするようによく検討させていただきます。

○山原委員 整理をして、この審議が終わるまでに出せませんか。それならば私は質問の時間を多少留保しておきます。それが出たらすぐ見て——馬場先生の質問もあるわけですね、まだ発言通告者三名もたしか終わっていません。そういう点から考えますと、今おっしゃったようなものがどのようなものかわかりませんけれども、少なくとも私がうそを言ったことを私自身は立証しなければなりませんからね。その点で、審議の終わるまでに出せるようでしたら私は最後の時間を少し留保して質問は続けたいと思っておりますが、それよろしいですか。

○阿部(充)政府委員 今整理をさせておりますので、できるだけ間に合わせるように努力したいと思います。

○山原委員 その言葉を信用したいと思っております。それで、文部省学術国際局では「教育改革大綱(仮称)」に盛りこむべき事項」という文書を作成しております。これを見ますと「法律改正等制度改正を要する事項」、これは臨教審の答申を受けて「法律改正をやるもの」、それから「主として予算措置により対応をはかるもの」、「三番目に「行政運営上の工夫・改善により対応をはかるもの」というふうに一覧表をつくっておられますね。これを見ますと、臨教審答申の実施というものは文部省では既にその具体化を進めております、こう見る以外にないと思うのです。そうしますと、臨教審答申に基づく大学審議会では一体何を審議するのかわからないことも既に文部省では検討しております。その意味で、今言いました改革と諮問の報告と同時に、文部省でどのように具体化を進めようとしておられるのか、これを提出していただきたいのですが、それもできますか。

○阿部(充)政府委員 御質問の意味がよくわかりないわけですが、大学審議会をつくって、これから諸般の大学改革に関する事項について御検討いただくことを予定しておるわけでございまして、大学審議会に何をどういうふうな諮問をしていくかというふうなことは現在検討中でございまして、国会の御議論の状況なども踏まえながら検討していきたいと思っておりますので、

どういう形の諮問にするかというところまではまだ固めておらないわけですが、

○山原委員 「教育改革大綱(仮称)」に盛りこむべき事項」、学術国際局、これはあるのですか。

○榎木(浩)政府委員 私どもの方でも臨教審の答申に關係をいたしましてどういう施策を進めるかいろいろ検討いたしておりますが、今おっしゃったような資料が私どもの方でつくっているのかどうかちょっとつまびらかにいたしていません。

○山原委員 何か私が全部つくったみたいですね。ごらんになってください。私がこんなものをつくるはずがないです。どうぞ見てください。これは置いておきますから。

質問を続けます。

政令委任の件について、これもいままでも質問がございましたが、委員の人事、構成についてもお聞きしたいのですが、次の内容について伺いたいと思っております。

大学審議会委員の任期は、例えば二年とか三年とか区切るのかどうかという問題です。それから専門委員は置くのか。置くとしたら人数はどれくらいか。専門委員の任命はどうするのか。会長、副会長は委員の互選なのか、それとも文部大臣の指名による任命なのか。さらに、部会は置くのか。置くとしたらどういう部会を置くのか。部会の人数はそれぞれ何名か。次に、この審議会は公開なのか非公開なのか。議事録は作成するのか。審議内容は国民に報告されるのか。審議会の事務局はどのようなメンバーで構成されるのか。各省庁から事務局に派遣されるのか、それとも大学が事務局を担当するのか。これらは既に検討されておりますでしょうか。

○阿部(充)政府委員 御指摘のことが非常に多岐にわたりましたので、あるいは漏れがあったらまたお教えをいただきたいと思っております。

まず委員の任期につきましては、これは二年と定めたいというふうな考えでおります。いずれも前もってお断り申し上げておきますが、これから政府として政令をつくっていくということになり

ますので、私どもの念頭にある腹案ということで御理解をいただきたいと思いますが、委員の任期は二年と考えております。

特別委員、専門委員を置くことができるということにしたいと思っておりますが、これは文部大臣任命でございます。その人数等は、それぞれの審議の内容がどうなるかによりまして伸び縮みをする性格のものでございまして、何名と決め込んであるわけではございません。

それから会長、副会長はそれぞれ置くわけでございしますが、委員の互選という形になるであろうと思っております。

部会につきましては、審議会で定めるところによつて部会を置くというふうに考えております。非常に多岐にわたる事項の議論をいたすわけでございまして、能率的な議論をしていただくために部会というものを設けたいと思っておりますが、具体的にどういう部会にするかということ、審議会がスタートした時点で審議会の中で御議論をいただいて決めていただきたいと思います、こういうふうな考えでおるところでございます。

それから事務局でございますけれども、これは高等教育局の企画課の中に大学審議会室という室を置きまして、企画課長が当面業務をするということになっておりますが、そのほかに職員が三名置かれましてこの大学審議会に関するお手伝いの仕事をさせていただく、こういうようなことを予定しておるわけでございます。

○山原委員 これはほとんど政令ですか。
○阿部(充)政府委員 庶務を担当する人間の数などというのは別でございますけれども、あとは大体全部政令事項であらうと思っております。

○山原委員 次に、臨教審の答申とこの大学審議会の法案の関係ですが、先日の委員会で文部大臣は、臨教審と文部省がたまたま一致して本法案を提出した、こういうふうに御答弁されたわけですね。法案の提案理由説明によりましてそれはなっておりません。文部省が以前から考えておったものとたまたま臨教審の出してきたものが一つに

なつてこの法案ができたんだというのが大臣答弁の趣旨だと思ひますが、法案では「第二次答申を踏まえ、」こういうふうになつておりました、この点ちよつと説明していただきたいのですが、いかがですか。

○阿部(充)政府委員 大学改革につきましては、文部省としてもかねてからいろいろな課題があるということを考えており、これの検討をしなければならぬという課題意識を持っておつたわけでございます。また、その検討をするに当たりましては関係者による広く英知を結集するような形での審議会等が必要ではなからうか。現在文部省には大学設置審議会と私立大学審議会がございすけれども、この審議会はいずれも現実の大学の設置の認可をオーケーとするかバツとするかというような生々しい具体の問題を検討するものでございまして、大局的な見地から将来の大学政策を検討するということではないということ、こういう問題、大学改革について検討していただく場が必要ではなからうかという問題意識も持つておつたわけでございます。そこへ、臨時教育審議会の方でも御検討いただいた結果、大学審議会、ユニバーシティ・カウンシル、こう言つておりましたけれども、こういうものを設けて審議してはどうかという御提案があつたということで、それを契機にしてこの法案を提出させていただいたというところでございまして、大臣からお答えをしたとおりであらうかと思つております。

○山原委員 第二次答申に基づいてこの法案が提出されたということは間違いないのですか。何かあいまいになつて、課題意識としては持つておつたけれども、それがたまたま臨教審のユニバーシティ・カウンシルが出て、そしてできたんだ、法案そのものは臨教審の第二次答申に基づいて出された。その基礎のところははっきりしないといふから質問できませんが、これは間違いないのですか。提案理由説明のとおりに解釈してよろしいですか。

○阿部(充)政府委員 大臣からの提案理由では第二次答申を踏まえてこういう法案を提出させていただいたということでございまして、それはそのとおり間違いないわけでございます。

○山原委員 これまで、高等教育のあり方について臨教審答申が第一次から第三次答申まで触れております。これも相当な量のものですね。さらに具体的に提起しておりますが、これまで内閣総理大臣及び文部大臣が臨教審答申については最大限に尊重する、こう答申に対して述べておられますから、この審議会も臨教審の答申の具体化を図るというつもりでいいものだと思います。その点、そういう理解でよろしいでしょうか。

○阿部(充)政府委員 大学改革についてはいろいろな課題があると思つておりますので、臨教審答申にかかわるものだけがすべてであるというわけではないと思ひます。ただ、臨教審答申で指摘されている事項について検討し、その問題についての解決を図つていくということは文部省の、政府の責務でございますから、大学審議会においてもその点についての御審議をいただくということになるわけでございます。

○山原委員 今度出ました臨教審最終答申は、単なるこれまでの延長線だけのものではなくて、大学のあり方の根本問題について重大な変更を盛り込んでおります。

例えば教授の任期制の問題についてでございますけれども、臨教審第二次答申は、「大学の内外を含めた研究者の流動性の確保に」として、今後本審議会としてさらに審議することとしているが、その拡大を図り、研究者の処遇を弾力化し、一部に短期任用制、契約任用制を導入するなどの積極的な措置を検討する。」こうなつております。また第三次答申では、「大学教員が安定した条件下でその任務に専念し、かつ積極的に活動を高め、資質を発展せしめることは重要であるが、一部に任期制を導入し各大学がそれを採択し得る道を開き、不斷に活力を新たにすることが必要である。また、契約任用制についてもその実現について検討する。ことに、助手、講師層の若い教員においては、

その流動性を保ち、多くの者に機会を与えるよう配慮することが必要であり、また助教、教授についても任期制、契約任用制を併用し得る措置を考慮すべきである。」こう言つておりましたね。ところが、最終答申ではこうなつております。「人事の閉鎖性を排除し、その流動性を促すべく、教員に任期制を導入し得る道を開く。」こういうふうになつて全教員を対象として、しかも全くストリートに、単刀直入に任期制の導入を言つております。一部に任期制を導入するのか、または全教員にするのか、この点では意味が随分違つてまいりまして、これは大学にとつては重大な問題になるわけでございしますが、この点についてはどういふうな解釈をしておりますか。

○阿部(充)政府委員 臨教審の第四次答申のこの項目は、いわばこれまでの答申を要約したものであらうかと思つておりますので、そういう意味からはかなり簡略に書いてありますので、若干表現が違つている部分があるかと思ひます。第三次答申の方で、この任期制については、先生が先ほど読み上げられましたように触れておられますので、私ももういじましては、この第三次答申というのを中心に今後の検討をしていくべき事柄であらう、こういうふうな思つておるところでございます。

○山原委員 任期制については後で触れたいと思ひます。

第二次答申では、大学審議会の創設について、「我が国の高等教育の在り方を基本的に審議し、大学に必要な助言や援助を提供し、文部大臣に対する勧告権をもつ恒常的な機関として「ユニバーシティ・カウンシル(大学審議会)仮称」を創設する。」としております。ところがこの法案では、「大学に必要な助言や援助を提供し、」という部分がなくなつております。

この点について臨教審の飯島第四部会長は、懇談会の席上で、これはいわば臨教審と我が党との懇談会の席上でありまして、飯島第四部会長の説明によれば、私立大学などの反対もあり、これは

私立大学側が助言、援助ということで大学に介入されることを嫌がりまして、そういう反対があったという意味ですね。反対ということもありましたので法案に盛り込まなかった、そういうことなのであるとおっしゃってられます。

ところが、先日七月二十九日の審議でも取り上げられましたが、その局長答弁では、大学審議会が個別の大学に援助、助言を行うというのではなく、間接的に文部省を通じて行うものだという説明でございます。先ほど局長は、大学審議会は個別の大学に助言、援助するということがあり得ないから法案から外したんだ、こうおっしゃったのです。これは飯島さんの、私立大学の反対があつてのけたんだとおっしゃることと随分意味が違いますね。これはどうなんでしょうか。

○阿部(充)政府委員 飯島先生の御発言というのを私は承知しておりますので、それについて説明することは大変困難でございますが、私も考えておりますのは、かねて何回もお答え申し上げておりますように、大学審議会というのは、文部大臣に対して答申をしあるいは場合によって勧告をする、そういう機関でございますので、こういう審議会が直接各大学についてこれに指導するとか助言をするとかいうようなことはあり得ないことである、こう思っておるわけでございます。そういう点から、助言、援助というような用語が入りますと、これがあたかも個別にそういうことをやるかのごとく誤解をされるおそれがあるということもございまして、法律上の用語からは省いておるわけでございます。あるいはそういう点が、飯島先生の言われる私立大学関係者等でそういうことをやるのではないかとというような疑問があつたという趣旨であるのかもしれないと思うのでございまして、私も私としてはそういう考え方での助言、援助については省いているということでございます。

○山原委員 そういう事の経過がありながら法案が出たわけですね。この中には助言、援助という言葉は消えている。ところが、八月七日になりま

して最終答申が出ました。そうすると、この最終答申には、「大学に必要な助言や援助を提供し、」と、また念を押すように臨教審が指導をしております。これはどういう意味なのか。一方では、あなたの方は、そんなことはあり得ない、間接的に大学審の答申や勧告を受けて文部省が援助、助言をするんだ、こういうふうにおっしゃるわけですね。これは、臨教審が知らなくてこういうものを書いたのか。臨教審の答申を見れば、明らかに「大学に必要な助言や援助を提供し、」となつておりまして、大学審議会が直接個別の大学に介入できる道を開いているわけですね。それを文部省は別に解釈したにすぎない、そして法文からこれを削除した、こういうことになつておるのでございますけれども、このところははっきりさせておかなければなりません。少なくともこの委員会に臨教審の役員を呼んで、文部省の解釈のとおりなのか。臨教審の言葉どおり読めば各大学に助言、援助ができるということになりますからね。その辺はどう我々は解釈したらいいのですか。ちつともわからないのですよ。臨教審の文言を見れば、明確に各大学に介入できるということが書いてあります。ところが文部省は、いや間接的だ、こうおっしゃる。これはどこで統一すればいいのですか。我々は審議する場合にどっちだということの立場に立つて論議すればいいのか、これは非常に重大な問題であります。これはだれに聞いていいかわかりません。文部省は文部省の勝手な解釈をしている、臨教審は臨教審で言葉に書いてあるとおりですと言え、これは将来大問題になつてくるわけですね。この点はどうかすれればいいのですか。

○阿部(充)政府委員 ただいま御審議をいただいております法律の条文におきまして、この審議会の権限は、文部大臣の諮問に対して答申をすること、それから場合によって文部大臣に対して勧告をすること、この二点に限定をして書いてあるわけでございますので、法律上もこの審議会が直接大学に対して助言をするというようなことはあり得ないということは、法律の条文からはっきりし

ていると考えております。

○山原委員 法律の条文と言つたつて、最大限に尊重するという臨教審の答申は、明確に助言、援助を各大学にできる中身になつておるわけですね。それをあなたの方が勝手に解釈して法文から消したというだけですね。その点は臨教審との意見の調整その他はできているのですか。

○阿部(充)政府委員 先ほど来申し上げておりますように、この助言、援助につきましては、審議会が直接にそういうことを行うことはあり得ないことで、したがつて、審議会がある方針を出す、それが一つの答申というふうな形で出ますと、それを各大学が読んで参考にするというような意味での助言、援助という趣旨のものとして解釈すること、この点につきましては、この法案を作った段階で、当時の臨教審の責任者にはお話を申し上げ、それで結構だと思つたという御返事を非公式なものでございまして、そういうことしておりますので、私も私としてはそこはいいというふうに考えております。

○山原委員 随分あいまいなことをやるものですね。法案ができたのはもう六カ月前です。臨教審の最終答申が出たのは八月七日です。その八月七日の最終答申に、あり得ないとなつた方が解釈しておることをなぜ臨教審が明確に書いたのか、これは七不思議の一つです。非公式に話し合ひをして関係者がよかつたなんという、そんなあいまいなこと、これから先、恒久的な大学審議会を設置されるわけですから、そこらでこのところはどこかで明確にしておかないと、これは大変な混乱が起るわけですね。単に私的に話し合つて、了解しました、局長のおっしゃるとおりです、などというところで終わるべき問題ではないわけですね。これはどこで確認をしたらいいのですか。私は衆議院の一議員として、このところはどうかしているのか。あり得ないとなつた方はおっしゃる。そのことを知つておりながら、なおかつ最終答申で、八月七日に、まさにずばり介入できる文言になつておるわけですからね。この点をど

こかで否定をするか何かしなければ、臨教審はあすは任期が切れるわけですから、そういうふうな解釈するならば、あの文言を消すか何かしなければ、最大限に尊重する臨教審の答申の中にはかくも明確に書かれておるではないかといったときに、文部省、どうするのですか。

○阿部(充)政府委員 臨教審の第四次答申は、これまでの答申の中身を要約して掲げたという形で、あそこ部分は掲げてあるわけでございますので、そういう意味で、前の文章がそのまま載つておるということはあるだろうと思つた。ただ、私も、あの助言、援助という言葉の解釈として、これは直接やることではないということ、文部省は解釈をし、法案をつくるということ、それについては非公式ながらお話し合ひをして、臨教審の幹部から御了解をいただいておりますということ申し上げておるわけでございまして、そういう意味でのそこはいいというふうな申し上げておるわけでございます。

○山原委員 そごはいいとおっしゃるけれども、後の質問に出てくるかもしれませんけれども、これは本当にわからぬです。あり得ないというふうなあなた方は解釈して、法律には書きませんでした。ところがあなたは、別のところでは、あり得るものだから法律に書きませんでしたという言葉も出てきておるのです。これは別のことですけれども、この間の答弁でありますけれども、例えば情報収集とかそういうことについては、大学審議会は当然あり得ることですから法文には書きませんでしたというのが出てくるのです。それから、こつちの方はあり得ないことだから法文に書きませんでした、こうおっしゃる。ところが、そのことは法案ができましたときに既に論議されているわけでしょう、それは半年前です。ところが、今になつてまた臨教審は最終答申で、一番重要な最終答申でこの文言がずばり入つてきておるというのです。法律案をつくるときに向こうは了解したとなつたが言うならば、この言葉は出てこなかつたはずでしょう。あるいは助言、援

ておりますので、現段階ではちよつとお答えがしにくいわけでございます。

ただ、もちろん臨教審が言っておりますのは国立学校についてだけではなくて国・公・私を通じての大学改革についての意見でございますので、そういうものを全体を含めてどういう対応をするのかということにつきましては、議論を重ねた上での問題ということになるかと思ひます。

○山原委員 私、大学自治の問題について、この前三月二十五日の文教委員会において塩川文部大臣はこういうことを言っておられます。「もう一つ大事なことは大学の運営そのものなのでございまして、今日の教授会を中心にして何もかもそれが決定していくということでは前へなかなか進まない。つまり学長、学部長、こういうリーダーシップをどうしてつくっていくか、」こういう答弁をされているわけでございます、この点は非常に重要な中身を持っております。

非常に簡単に常識的におっしゃつたように思われますけれども、例えば前へ進まないとか、また今大学の閉鎖性であるとか、大学に活気がないとか、それから時代の要請にこたえていないとか、すべて抽象的ですね。今まで大学に対するいろいろな注文や国民の批判があることは事実でしょう。しかし、それらはなぜ起こつたかということがまず検討されなければならぬ問題であつて、それをいきなり閉鎖的であるとか、例えば大学の改革の問題についてはいろいろな意見が出ていますわけですね。地方自治体も、この地方大学にこういう学部を設定してもらいたい、こういう学科をつくってもらいたいというような陳情なども随分たくさんあるわけですね。ところがなかなか聞かれない。自主的なしつても民主的な改革なんて、今の予算面からの締めつけもありますし、文部省もなかなか聞かない。こういうことで、改革というのはなかなかできない状態に置かれておる実態もあるわけですね。それを、閉鎖的である、あるいは具体的実証なしに今の大学はだめだという印象をまき散らすような風潮があるのです。やはりこ

れは解決できない問題ではなくて、それなりに解決できる問題なんです。それをいきなり大学審議会という二十名の構成によつてやっていくのだという、これはまさに前代未聞でして、これについては賛同することはもちろんできませんし、私は、この大学審議会というのは本当にこれから慎重に議論をしていく必要があると思ひます。だから、これを短時間で切り上げて採決をやるなんという事態ではまだないわけですね。まさに審議の緒についたばかりですから、これから本当の審議が行われるべきであつて、私も聞きたいことがいっぱいあるわけですから、先ほどのまとめが出てくる時間、それを多少は質問したいと思ひますので、その意味で、持ち時間があと十五分程度あるかもしれませんが、その時間を留保いたしまして、今の質問はこれで閉じておきたいと思ひますので、委員長、よろしくお願ひします。

午後二時二十五分休憩

これは解決できない問題ではなくて、それなりに解決できる問題なんです。それをいきなり大学審議会という二十名の構成によつてやっていくのだという、これはまさに前代未聞でして、これについては賛同することはもちろんできませんし、私は、この大学審議会というのは本当にこれから慎重に議論をしていく必要があると思ひます。だから、これを短時間で切り上げて採決をやるなんという事態ではまだないわけですね。まさに審議の緒についたばかりですから、これから本当の審議が行われるべきであつて、私も聞きたいことがいっぱいあるわけですから、先ほどのまとめが出てくる時間、それを多少は質問したいと思ひますので、その意味で、持ち時間があと十五分程度あるかもしれませんが、その時間を留保いたしまして、今の質問はこれで閉じておきたいと思ひますので、委員長、よろしくお願ひします。

午後二時二十五分休憩

でございまして、必ずしもそういうわけではないというところでお答えをしておきたいと思ひます。ただ、そういう形で非公式な会合ということ、いわば特に御結語をいただくというたぐいの――先ほど申しました大学審議会の法案についての御了解をいただく、あるいは大学院の設備の充実の予算要求について、昨年度の夏の概算要求を出しましてそれを計上したということがございまして、そういう中身について、予算要求が目の前に迫っているようなことについて御議論をいただき、御理解をいただくというようなことはございまして、それ以外の部分につきましては、いざばフリートークキングのような形でやつてまいりました。

○愛知委員長 どうぞ配ってください。

○馬場委員 委員長、それを配ってください。

○馬場委員 委員長、それを配ってください。

○馬場委員 委員長、それを配ってください。

○馬場委員 委員長、それを配ってください。

○馬場委員 委員長、それを配ってください。

○馬場委員 委員長、それを配ってください。

○馬場委員 委員長、それを配ってください。

○馬場委員 委員長、それを配ってください。

○馬場委員 委員長、それを配ってください。

○馬場委員 委員長、それを配ってください。

○馬場委員 委員長、それを配ってください。

○馬場委員 委員長、それを配ってください。

○馬場委員 委員長、それを配ってください。

○馬場委員 委員長、それを配ってください。

○馬場委員 委員長、それを配ってください。

○馬場委員 委員長、それを配ってください。

○馬場委員 委員長、それを配ってください。

○馬場委員 委員長、それを配ってください。

○馬場委員 委員長、それを配ってください。

○馬場委員 委員長、それを配ってください。

○馬場委員 委員長、それを配ってください。

○馬場委員 委員長、それを配ってください。

た人が議論の要旨をまとめておるといふ答弁を、あなたはこの前、我が会派の江田委員にやっているとすから、そいつを出してください。

○阿部(充)政府委員 議論は、先ほど来申し上げておりますように、あるいは前回の江田委員にもお答え申し上げましたように、いわばフリーキングのような形で議論を続けておりますので、これができるだけ近々のうちにまとめて、大学審議会がスタートした時点ではそれに間に合うようにまとめて、それを大学審議会の方にもお伝えをしたい。また取りました際には、国会の先生方にもお配りさせていただきますとお答えをしたわけでございます。中身として内容のあるものをまとめていくのには、やはり協議会での御了解を得ながらまとめていくという作業が必要でございます。現段階、そこまでのものができ上がっておりませんというところはかたから申し上げておるとおりでございます。したがって、どの会議でどんなことについて議論をしたのかという項目だけをお配りさせていただいたわけでございます。

○馬場委員 これは先ほどからもお話があつていように、大学審議会というのは、あなた方がこの法律を出したときには七月一日から発足したでしょう。そうしたら、七月一日から発足したならば、今まで一年間ずっとやってきた協議会の、あなたが言ったようなまとめというものを出すはずだったんでしよう。これでは本当にどういうやつを議論したかという、あなたもここではつきり言っておるじゃないですか。「毎回の議論の要旨のようなものはこちらまとめております。」と。それを出してもしなければ困るわけです。それを文章にするのが、江田さんが言うてからもう二十日たつておるじゃないですか。それならば、第一回のときにはだれが出たのか、その責任者を出して一つずつここで説明しなさいよ。第一回目にはこうだった、私が出して、大体要旨のようなものをまとめたのはこういうぐあいにとめてあります。第二回目は私が出しました、こういう議論があつて、こういう要旨をまとめてあります、それを一

つ一つ言いなさい。

○阿部(充)政府委員 前にお答えいたしましたのは、それぞれの会議の席での御議論の中身の非常にアバウトなものをメモにしてあるということでございます。それを一つのそういう議論があつたという形で正統のものとして協議会の外部へお話をするのは、協議会の了解も得ておりませんし、そういう形で整理するのは、むしろ、先ほど来申し上げましたように、できるだけ早い時期にこれまでの議論の結果をまとめてという形でつくって、協議会の了解を得てお配りするという方がよいというふうなことを考えておるわけでございます。ひとつ御理解をいただきたいと思ひます。

○馬場委員 了解はできないし、秘密ですか、ここで議論しているのは。公開してはならないという議論なんですか。秘密会でも何でもないでしょう。そして、あなたは江田委員の質問に対して、毎回の議事録ですよ、「毎回の議論の要旨のようなものはこちらまとめております。」という答弁をきかんとやっておるじゃないですか。そのまとめたやつを出さない。出さなければ審議できませんよ。

やっぱこれは出してもらなければ、ちよつと審議の基本にかかわる問題ですからね。だから、そういう点でぜひ出してもらうように、委員長からも取り計らってください。

○愛知委員長 速記をとめてください。

(速記中止)

○愛知委員長 速記を始めてください。

暫時休憩いたします。

午後二時四十六分休憩

午後三時八分開議

○愛知委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。馬場昇君。

○馬場委員 今理事の打合せがあつたようでございますが、私は資料が出ないと審議はできないと

いうことで、資料を出せという要求をして理事の皆さん方にお話していただいたわけですが、今お話を聞きますと、残念ながら資料は今のところ出てこないようでございますが、一応こういうことを資料として書いて出さないと私が言っているのだというふうなことで、もう少し具体的に、例えば一つについて質問をしてみたいと思うので

例えば今「大学改革協議会の審議の概要」というメモが出ましたね。これはもう国語を知つておる人の普通の常識で言えば、こんな内容では概要とは言わないですね。それを文部省がこういうことをやるのだから、推して知るべしです。

「第一回」と書いてあるところをやりますが、まず「大学改革の推進について」と書いてあつて、「現状と課題について自由討議」、その下に*印をして、「専科大学(仮称)制度の具体化について」の検討は、大学設置審議会高等専門学校分科会に託すこととし、その検討結果を受けて、改めて大学改革協議会で議論することとされた。」と出ておるわけでございます。ここで「専科大学(仮称)」というものが出ておるのです。こういうのをもう突っ込んで議論しておるわけですね。専科大学というのをつくるんだ、この制度の具体化についても検討は大学設置審議会高等専門学校分科会に託することとする、何の権限で専科大学を設置するということを決めて、その具体的な方法はこの分科会に託することとするとしたのか知らぬが、それで「その検討結果を受けて、改めて大学改革協議会で議論することとされた。」というぐあ

いになっておりますが、まとめて言うともう大学審議会というのは発足しているわけですよ。専科大学なんかをつくるか決めて、そして具体的に高等専門学校分科会にそれを託する、そういうことは余り詳しく書いてありませんけれども、この概要を見るにつけ、九回ですか行われておりますが、もう既に大学審議会として実質上一年前に発足しておる。ただ、今度の法律というのを

て、これは、法的に裏づけをしないとあるいは権威をつけるとかあるいは権限が無制限ですから今後あらゆる問題をここで審議して出すとか、そういう審議会になるのだから、実質当面はもう発足して、あとは法的に権威づけるだけだ、こういう運営に今なっている。だから、そのことを詳しくここで議論しなければ本当の大学審議会の設置の意図がわからない。こういうことですので、例えば専科大学とは何だ、大学設置審議会高等専門学校分科会にこれを託したのですから、託してどういふ議論になったのか。その検討結果が出たわけですから、それを大学改革協議会で議論するとなつたのですから、それを大学改革協議会でどう議論したのか。既にこれはもうまとめをして、そして次の大学審議会に意見を出すということになつておるのですから、終わつておるはずだ。七月一日に大学審議会は発足するという予定だったので、当然スケジュール的にも終わつていなければならぬ。

そこで私は、第一項目に限り申し上げますと、この専科大学というのはどういうことだ。そして、その大学設置審議会高等専門学校分科会に託したら、分科会はどういふ意見を出したのか。その検討結果を受けて大学改革協議会はどう議論したのか。これを説明してください。

○阿部(充)政府委員 大学改革協議会が発足いたしました際に、臨教審の答申の中でいわゆる高等教育に関係のある事項について種々御説明を申し上げたわけでございますが、臨教審の第二次答申におきまして、現在の高等専門学校制度につきまして、これは工業とそれから商船の分野に限られておるわけでございますけれども、この分野を他の分野にも広げたらどうかという提言が臨教審の提言にございます。そしてあわせて、今の高等専門学校という名称を専科大学と改めてはどうか、こういう提言が臨教審の第二次答申にあるわけでございます。その問題が、この大学改革全体の中の一つの項目としてこの大学改革協議会に御説明をしたときにあつたわけでございますけれども、

その点につきましては、高等専門学校分科会という専門的分科会が現在存在をいたしておりますので、そちらの方で議論をしてもらったらいいのではないかと、お話になったわけでございまして、これをどちらに振り分けるという権限が大学改革協議会にあるかどうかという点では、ないわけでございしますが、事実上の御議論として、それは高等分科会の方で先に議論してもらったらいいのではないかと、この点に相なりました。高等専門学校分科会が現在御議論をいただいている最中でございしますが、一つは高等の分野の拡大の問題というのは検討に値することであろうけれども、名称の問題についてどうするかというの議論が種々ございまして、いまだに結論を得ていないということで、高等専門学校分科会としてはまだ結論を出しておられないわけでございします。したがって、この点につきましては、大学改革協議会の方に話がフィードバックされてきておるといふところまで行っておられないという状況でございます。

○馬場委員 実際、大学改革協議会というのは、これは文部大臣の私的諮問機関でしよう。私的諮問機関が、今度は大学設置審議会高等専門学校分科会、これは公的機関ですよ、そこでそうした議論をする。この協議会というのは、七月一日に審議会が発足すればもうそれに引き継いでやるわけですから、今いろいろ議論をお聞きしました。専科大学の問題等々につきまして、これは一にかかって、今答弁なさったようなことは今度の大学審議会でも議論する問題です、そういうことになっておるわけですよ。今度は、大学審議会のいろいろな審議事項という中にたくさんございしますね。大学の「基本的事項」ということで、大学制度、大学院制度、学位制度とかあるのは大学の計画的整備の見直しとか、専門分野に応じた人材の養成計画とか、その他大学評価システムの開発とか、大学教育の内容、方法、大学と外部との連携、協力、こういうことを今度の大学審議会でも議論しようというのを計画しておられる。これはみんな

な一緒、ほとんどその中に含まれておるわけです。そういう中で、今委員長のせつかくのお計らいで、理事さん方の御苦勞をお願いして、一番目の中身にちよつと入った。ところが、今私が言いました項目を一つずつ、今みたいに質疑のやりとりなんかしたら大変なことになる。そういう中で、この大学改革協議会で議論することは、これは私的諮問機関を一年前に文部大臣がつくられたときに、この研究協議事項はこういうことだ、大学改革の推進に関する基本的事項、大学教育の改革と充実、大学院改革と充実、高等教育の多様化、大学と社会の連携の推進など、それから大学審議会構想の具体化、その他大学改革に関する事項、大学評価の問題等々あるわけですが、これを一つ一つどうして議論したのか、今どうなっているのかというのを、今局長と私がやりとりしたようなことで全部質問したら、それこそ私の持ち時間なんかなくなってしまう。

そこで、これについてそういう時間もないわけですから、やはり資料として、さつき言いましたようにちゃんとあると言っているのだから、「毎回の議論の要旨のようなものはもちろんまとめております」と言うから、それを出さなければ、今言ったような議論をしておたらいつまでかかるかわかりませんから、私はそういう議論の仕方は貴重な時間だし制限された時間でやりたくない。だから、改めてそのまゝおのものを提出してもらいたい。無制限でやれと言ふならやりますよ。だから私は、やはりまゝとめを出してもらわなければ効率的な審議はできないということを改めて申し上げておきたいと思ひます。

○愛知委員長 ちよつと速記をとめてください。
〔速記中止〕

○愛知委員長 速記を始めてください。
馬場昇君。

○馬場委員 私が質問しているのは、この国会の審議権に対して、委員の審議権に対して文部省が協力をしていない、そういう国会軽視の問題ですよ、簡単に言いますと。そういうことで例えば、

質問したら答弁する、どれだけやっても時間が足りないじゃないですか。また、質問して答弁できるのだったら資料で出せるはずなんです、審議のために委員が資料を出せと言っているのですから。そしてまた、まゝとめであるという答弁はもうしているのですから。答弁はできるといふ問題、まゝとめであるという問題、それを私が審議のために必要なんだ、出してくれと言ふのだから、国会の審議権に対して文部省が協力するのは当たり前じゃないですか。そういう問題ですから、私が、質問者が、その資料はまゝとめであるから、秘密で言いたくないから、答弁できるんだから出さないと言ふんだから、出せばいいじゃないですか。

○堀川国務大臣 先ほどの議論を聞いておりました、資料を要求されるのもごもっともだと私は思ふのです。決してそれは無理な要求だと私は思ふておりません。しかし、一方から言いましたら、これはあくまでも文部大臣の私的諮問機関として発足したものでございしますので、速記を入れて記録をしておるとか、そういうものは一切ないわけでございします。私的諮問機関としての性格上、そういうものでございまして、でございますから、その当時出席をしておる担当の課長あるいは審議官、局長、そういう者がメモをとって、そのメモを整理しながら一つのものとしてまゝとめようという段階で、今各担当の者が持つておるのはそのメモとして持つておる、こう言っておるのでございします。そこで、当然これは急がなければなりません。整理を急がなければなりません、しかし、今の段階ではそれはまだメモの程度であつて、これを早急に取りまゝとめ報告し得るような形態のものにするとは先ほど局長が言っておるのでございまして、この点は了解してやっていたきたい。

ということとは、なぜかと申しまして、たとえば大学審の設置が皆さん方の御協力によりまして無事できるといたしまして発足いたしましたとしても、発足当初には、今までの文部省の一つの考え方として、何も大学協議会の考えではございせんが、要するに文部省が今まで内部で議論してきたものを経

過として説明する資料は当然必要になつてくるわけでありまして。その資料はどこからつくるかといふものであります。大学改革協議会等において議論されたものなりあるいは文部省自体で今まで検討してきたもの等をまゝとめ、やはり大学審の発足当初にそれは報告しなければならぬだろうと思ふのであります。その資料が、すなわち今般しく追求しておられます資料と同一のものであるべきであると思ふのでございします。したがって、その資料は当然その時点までには作成しなければならぬものでございしますから、その大学審の第一回が開かれるその一刻も前に委員の皆さん方のところへ、お手元にお届けするようにいたしたい、こういうことでございします。これは私が確約いたしますので、どうぞそういう点御了解いただいて、ひとつ真意をお酌み取り願ひたいと思ひます。

○馬場委員 問題は、文部大臣がせつかく質問もしないのに手を挙げてやったからよほどいい話をするんだらうと思つたら、文部大臣は、審議会が審議をなさるまで——文部省は我が会派の江田委員が言つてからでも二十日たつておるんですよ。そうして文部大臣が、今あなたの部下に国会が審議しようとするときにそのまゝとめがなければ審議できないと言つておるんだから、まゝとめさせてすぐ出しますと、あなたがそれを言うんじゃないかと思つたら、そう言わないじゃないですか。あなたの気持ちは、いい悪いの評価は別として、今言われた気持ちはわかるのですよ。しかし、それは国会の審議権——私はそんなことを了解して国会軽視のそしりを受けたくない。だから少なくとも、文部省の文部大臣の意見はわかつたのですけれども、この国会の意思としてそういう資料を出せ、審議ができない、そういうことを、国会の委員会の意思というものを理事会で話してきてくださいと私は言つておるわけですから、それをもう一遍話してください。

○愛知委員長 ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕

○愛知委員長 速記を始めて。

暫時休憩します。

午後三時三十五分休憩

午後五時二十一分開議

○愛知委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。馬場昇君。

○馬場委員 大学改革協議会のまよめの資料について誠心誠意出していただきたいということと要求して、理事さん方が国会審議権という立場で議論していただけたわけでございますけれども、報告を受けました。残念ながら今資料を出すことができないというようなことの報告を受けたわけでございます。

この大学審議会というのは、大学だけの問題ではなしに、これはやはり日本の教育全般、憲法、教育基本法の根幹にかかわる問題でございますし、さらに学問・研究の自由、大学の自治、こういう基本問題を含んでいるわけでございます。

委員長も御存じかもしれませんが、かつて本委員会が筑波大学法案を議論したことがあります。この一つの筑波大学をつくるのにこの委員会では五十五時間審議をしたわけでございます。今放送大学ができておりますけれども、これを審議するのには三年間かかったわけでございます。

そういうこの委員会審議の先例もあるわけでございまして、私はいろいろ状況も薄々察知をしておりますけれども、我が党は、こういう大切な問題ですからすべての委員が全部発言をしたい、そういう要求をしておるわけでございます。さらに、こういう法律案に対しては、当然中の当然として参考人を呼んで、専門家の意見なり国民の意見を聞くのは当然でありますし、さらには、全国でできるだけ多い地域で公聴会も開いて国民の意見を聞く、こういうことも必要だということもこの委員会の審議の中で申し上げておるわけでございます。それがまだ十時間の審議にも満たないというのが今日の状況でございますから、私は、そう

いう先例もあり、大切な問題でございますから、さらにさらに審議を続行していかねばならぬ、当然そうあるべきだと思いますし、我が党もあと二名の質問者が残っておるわけであります。今回の委員会は二十一日でございますけれども、私の質問の前にこの資料がで上がることでございしても不可能であれば、今回の我が党の質問者が質問する前に、二十一日になりますけれども、そこに資料を出していただく、そういうことが約束でございますと、それにかかわる部分は同僚議員に譲るといたしまして、私が予定しております質問を続行してもいい、こういうような考え方を持っておるわけでございます。

このことはやはり、この審議をするに当たって、大学改革協議会の議論というのはそれを知ってやるといふことは、国会の審議権を持つておる者として絶対必要であるわけでございます。そういう意味におきまして、やはり国会の審議権の名において、学問、教育、研究の良心、私の人間としての良心においてこれは必要だというぐあいには思っておりますので、その辺について委員長の見解があれば聞かせていただくと、あくまでも資料の要求を続けたいということを申し上げるわけでございます。委員長、どうですか。

○愛知委員長 委員会の運営につきましては理事会の協議をもとに行つてまいりました。ぜひ質問を続行していただきたいと思ひます。

○馬場委員 私は、さっき言いましたような、譲歩といふは譲歩ですけれども、二十一日の冒頭提出するということであれば質問続行ということもあり得るという話をさつしたのですけれども、それさえ約束できずに続行しろと言われても、資料が出なければ質問はできません。

○愛知委員長 文部省、答えてください。

○阿部(充)政府委員 大学改革協議会でございますけれども、これはたびたびお答えしておりますが、文部大臣の私的諮問機関としてフリーに御議論をいただくということで今日までやってまいりました。したがしまして、外部に公表できるような

な形での資料の取りまとめというのは現在までやっておりませんし、またそういう手続もしておらないわけでございますので、現段階で提出ということにつきましてはいたしかねるわけでございます。

ただ、先ほど大臣からもお答えいたしましたように、大学審議会創設の晩にはこの大学改革協議会の議論を大学審議会に取り次いでいくという必要もございまして、できるだけ早く改革協議会としての取りまとめは行いたいと思つておりますし、それができ上がりました段階では、もちろん委員の先生方にもお配りをして、御報告をさせていただきます。こう考えておるところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○馬場委員 資料が出なければ質問できません。出してください。委員長、出すように頑張ってください。何回でも言いますように、資料が出なければ、あるいはさっき言ったような条件が満たされなければ、これは国会議員の良心ですよ、国会の審議権ですよ、そういう名において私は質問できない、こういうことをさつきから申し上げておるわけでございます。それに対して委員長がどう取り計らうか……。

○町村委員 動議を提出いたします。(発言する者あり)

本案に対する質疑はこれにて終局されんことを望みます。(発言する者あり)

○愛知委員長 町村信孝君の動議に賛成の諸君の起立を求めます。(発言する者あり)

〔賛成者起立〕

○愛知委員長 起立多数。よつて、本案に対する質疑は終局いたしました。(発言する者あり)

○愛知委員長 この際、本案に対し、高村正彦君から修正案が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。高村正彦君。

学校教育法及び私立学校法の一部を改正する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○高村委員 ただいま議題となつております学校教育法及び私立学校法の一部を改正する法律案に対する修正案について御説明申し上げます。

案文は既にお手元に配付されておりますので、朗読を省略させていただきます。

修正案の趣旨は、本法施行期日は既に経過しておりますので、これを「公布の日」から施行することとするものであります。

何とぞ委員各位の御賛成をお願いいたします。

○愛知委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○愛知委員長 これより討論に入るのであります。別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

第百八回国会内閣提出、学校教育法及び私立学校法の一部を改正する法律案について採決いたします。

まず、高村正彦君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○愛知委員長 起立多数。よつて、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○愛知委員長 起立多数。よつて、本案は修正議決すべきものと決しました。

○愛知委員長 ただいま修正議決いたしました本

案に対し、鳩山邦夫君外二名から、自由民主党、公明党・国民会議、民社党・民主連合の三党共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。鍛冶清君。
○鍛冶委員 私は、提出者を代表いたしましたので、ただいまの法律案に対する附帯決議案について御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。
学校教育法及び私立学校法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について特段の配慮を行うべきである。

高等教育改革を積極的に推進するため、大学審議会の活動状況を勘案し、その審議体制・運営等について、同審議会発足後一定期間を経た後、検討を行うこと。

以上でございます。
その趣旨につきましては、本案の質疑応答を通じて明らかであると存じますので、案文の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

何とぞ御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

○愛知委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。
本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○愛知委員長 起立総員。よって、本案に附帯決議を付することに決しました。

この際、本附帯決議に対し、政府から発言を求められておりますので、これを許します。塩川文部大臣。

○塩川国務大臣 ただいまの決議につきましては、その趣旨を十分に留意いたしまして対処してまいる所存でございます。

○愛知委員長 なお、ただいま議決いたしました

法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○愛知委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○愛知委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時三十五分散会

学校教育法及び私立学校法の一部を改正する法律案に対する修正案

学校教育法及び私立学校法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「昭和六十二年七月一日」を「公布の日」に改める。

文教委員会議録第一号中正誤

ページ 段行 誤

五 一 末 九 改 治

政治 正

昭和六十二年八月二十六日印刷

昭和六十二年八月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局